

平成20年12月10日から  
平成20年12月11日まで

標 茶 町 議 会  
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町議会議場

## 平成20年標茶町議会第4回定例会会議録目次

### 第1号(12月10日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第1号 平成19年度標茶町一般会計決算認定について	8
認定第2号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	8
認定第3号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	8
認定第4号 平成19年度標茶町老人保健特別会計決算認定について	8
認定第5号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について	8
認定第6号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	8
認定第7号 平成19年度標茶町病院事業会計決算認定について	8
認定第8号 平成19年度標茶町上水道事業会計決算認定について	8
陳情第1号 「協同労働の協同組合法」(仮称) 早期制定を求める意見書提出を求める陳情	8
産業建設委員会所管事務調査報告	9
一般質問	11
平川昌昭君	11
川村多美男君	21
深見迪君	27
伊藤淳一君	32
後藤勲君	41
議案第64号 公の施設に係る指定管理者の指定について	43
議案第65号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更について	44
議案第66号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第67号 標茶町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第68号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	48
延会の宣告	51

### 第2号(12月11日)

開議の宣告	56
-------	----

議案第 69 号	標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	56
議案第 70 号	標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	58
議案第 71 号	標茶町指定訪問介護事業所設置条例及び標茶町指定居宅介護事業所 設置条例を廃止する条例の制定について	69
議案第 72 号	平成20年度標茶町一般会計補正予算	71
議案第 73 号	平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	71
議案第 74 号	平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	71
議案第 75 号	平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算	71
議案第 76 号	平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	71
議案第 77 号	平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	71
議案第 78 号	平成20年度標茶町病院事業会計補正予算	71
選挙第 2号	標茶町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	79
議員提案第 1号	標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	80
意見書案第 16号	「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書	81
意見書案第 17号	後期高齢者医療の資格証明書の扱いに関する意見書	83
	閉会中継続調査の申出について(総務委員会)	83
	閉会中継続調査の申出について(厚生文教委員会)	83
	閉会中継続調査の申出について(産業建設委員会)	83
	閉会中継続調査の申出について(議会運営委員会)	83
	日程追加の議決	83
議案第 72 号	平成20年度標茶町一般会計補正予算	83
議案第 73 号	平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	83
議案第 74 号	平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	83
議案第 75 号	平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算	83
議案第 76 号	平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	83
議案第 77 号	平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	83
議案第 78 号	平成20年度標茶町病院事業会計補正予算	83
	閉議の宣告	84
	閉会の宣告	85

平成20年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成20年12月10日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第 1号 平成19年度標茶町一般会計決算認定について  
認定第 2号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について  
認定第 3号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について  
認定第 4号 平成19年度標茶町老人保健特別会計決算認定について  
認定第 5号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について  
認定第 6号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について  
認定第 7号 平成19年度標茶町病院事業会計決算認定について  
認定第 8号 平成19年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 5 陳情第 1号 「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書提出を求める陳情
- 第 6 産業建設委員会所管事務調査報告
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第64号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 9 議案第65号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更について
- 第10 議案第66号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第67号 標茶町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第68号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（16名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 田 中 進 君    | 2番 黒 沼 俊 幸 君  |
| 3番 越 善 徹 君    | 4番 伊 藤 淳 一 君  |
| 5番 菊 地 誠 道 君  | 6番 後 藤 勲 君    |
| 7番 林 博 君      | 8番 小野寺 典 男 君  |
| 9番 末 柄 薫 君    | 10番 館 田 賢 治 君 |
| 11番 深 見 迪 君   | 12番 田 中 敏 文 君 |
| 13番 川 村 多美男 君 | 14番 小 林 浩 君   |

15番 平川昌昭君

16番 鈴木裕美君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成20年標茶町議会第4回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、  
3番・越善君、 4番・伊藤君、 5番・菊地君  
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間といたしたいと思えます。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は、12月12日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、行政報告を求めます。  
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

一点目は、国民健康保険税の年金特別徴収者からの口座振替による誤徴収並びに重度心身障害者医療資格適用事務の遺漏についてでございます。

国民健康保険税の年金特別徴収者からの口座振替による誤徴収並びに重度心身障害者医療資格適用事務の遺漏につきましては、過日、議員協議会においてご報告申し上げましたところではありますが、改めて経過のご説明とお詫びを申し上げます。

平成20年度から国民健康保険税の年金特別徴収が開始されたところではありますが、平成20年10月の年金特別徴収対象者の皆様のうち、以前から口座振替により納税されていた62名の方々について、口座からも徴収するという極めて遺憾な事態が発生しました。

また、重度心身障害者医療対象者12名の方の資格適用に係る事務につきまして、個別判定という特殊事情から認定事務に遺漏があり、対象者の皆様にご迷惑をおかけすることとなりました。

何れも、対象者の皆様には早速、個別に事情を説明させて頂きお許しとご了承を頂いたところでもあります。

今日の厳しい経済環境の中で、今回のような事態を招いたことは、議会並びに町民の皆様に対しまして心からお詫びを申し上げる次第です。

今回の事態を招いた原因につきましては、既に改善をしておりますが、今後かかる事態が発生することのないよう万全を期することとし、議会並びに町民皆様の信頼回復に向け本町行政組織をあげて対処してまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目は、在沖縄米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施に係る対応についてでございます。

本件につきましては、第2回臨時議会においてご報告させていただき、「矢臼別演習場関係機関連絡会議」として、訓練が固定化されないこと、夜間演習の自粛、規律維持等について申し入れを行ったところではありますが、その後、例年行われておりました訓練公開並びにブリーフィングを行わないとの通知がありましたことから、「矢臼別演習場関係機関連絡会議」として直ちに北海道防衛局長、防衛大臣に対し要請を行ったところでもあります。

これらの要請を受け、先般、概要説明等が行われたことについては一定の評価をしておりますが、従前どおり訓練公開や記者会見が行われることが必要と考えており、今後、「矢臼別演習場関係機関連絡会議」において十分連携し、対応してまいりたいと存じます。

なお、町におきましては、本部設置後、情報の把握等を行うなど動向を注視してきたところではありますが、同訓練につきましては、11月29日に実弾射撃が終了し、今月6日には本隊が撤収しましたが、近く予定されております装備品の撤収、後発隊撤収等全ての行動が完了するまで対応を続けてまいります。

今後につきましても、住民生活の安定確保を図るべく意を配してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成20年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下7点につきまして補足しご報告いたします。

初めに、全国学力・学習状況調査の結果状況についてであります。

第2回目となった平成20年度の全国学力・学習状況調査の結果について、文部科学省による発表では、国語・算数・数学について、難易度が19年度よりやや高く、平均正答率はやや下がったものの、学力については19年度の結果と特別な差異は認められず、小中学校ともに知識・技能を活用する力に、引き続き課題が見られたとしています。

さて、標茶町の状況について申し上げます。

まず初めに、全体的な学力学習状況の傾向としては、全国・全道と同様に平均正答率は19年度と比較しやや下がっています。昨年度課題とされた知識・技能を活用する力についても同様に課題が見られました。

小学校において、国語、算数の「知識」に関する問題では、全国・全道平均より平均正答率はやや低く、正答の状況にばらつきが見られました。また、「活用」に関する問題では、国語、算数ともに課題があり、十分身に付いていない状況にあります。

一方、中学校では、国語、数学ともに「知識」に関する問題では、全国・全道の平均正答率とほぼ同様であり、おおむね満足できる状況にあります。「活用」に関する問題では、国語については全道をやや上回る平均正答率でおおむね満足できる状況にありますが、数学の「活用」については、全道の平均正答率に近いものの、やや課題がある結果となりました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる質問紙の調査の結果について申し上げます。

全体的な傾向としては、学習に関する関心・意欲・態度等については算数・数学が好きな児童生徒の割合が増加傾向にあること、普段の家庭における学習時間や読書の時間は、全国・全道と比較しやや少ないものの19年度と比較し、増加傾向が見られたこと、テレビやビデオを見る時間についても、全道・全国と比較し多いものの、19年度より改善されてきていること等が成果としてみられました。

特に中学校においては、国語、数学ともに好きな生徒の割合が増えたこと、普段の家庭における学習時間は19年度と比較し三倍以上増えたことが大きく改善された点となっています。

基本的な生活習慣に関する項目としては、朝食をとる児童生徒の割合や家の手伝いをする児童生徒の割合が高いのに比べ、家族で朝食をとる割合は、改善されつつあるものの低い傾向にあることは、19年度と同様の結果となっています。

以上、町内の状況について報告いたしましたが、今回の調査によって測定できるのは学



力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを再認識するとともに、本調査の結果に一喜一憂することなく、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んで参ります。また、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて、北海道教育委員会が作成した「学校改善支援プラン」を受けて、町としての支援プランを作成配付したところであります。

今後は、各学校における意欲的な改善の取り組みの支援に努めてまいります。

二点目は、第36回標茶町駅伝大会の開催であります。

9月23日、41チーム287名の参加者により力走が繰り広げられました。記録であります。小学女子で2名、一般女子で1名の区間新記録が出ております。

三点目は、標茶町スポーツ表彰についてであります。

平成20年度標茶町スポーツ表彰式が、9月23日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行なわれました。

この表彰は本町民または、本町に在住した方でスポーツにおいて、優秀な成績を収めた方及びスポーツの振興に寄与された方に対し表彰するものであります。本年度の被表彰者は、四個人であります。

スポーツ活動における全国大会、全道大会において、優秀な成績を収めたものとして、磯分内小学校六年山澤清楓さん、標茶中学校三年藤野裕人さん、虹別中学校三年奥山優さん、以上、三個人の方々にはスピードスケート、及び陸上の活躍によるものです。

スポーツの振興に寄与されたものとして、標茶町パークゴルフ協会栗田利明さん。栗田さんは、パークゴルフの黎明期より役員として競技の普及に努められ、競技者としても各種大会に積極的に参加、輝かしい成績を収められました。又、国際パークゴルフ協会の公認アドバイザーとして、所属団体の発展に寄与されたばかりでなく、広く本町のパークゴルフの振興に寄与されたことによるものです。

今回受賞された皆さんが、今後も本町のスポーツの発展、普及に対しご尽力いただけるよう期待するところであります。

四点目は、平成20年度文化講演会についてであります。

この事業は関係団体、個人等による実行委員会の主催で11月15日に開催されました。

今年度は、数学者で大道芸人でもあるピーター・フランクフル氏を招き「人生を楽しくする方程式」と題して、失われつつある日本人の心の大切さを、外国人だからこそ見える感性で訴え、アメリカ型の人生を結果で考えるのではなく、過剰消費をやめ、プロセスを大事にする生き方の実践を強調されました。また、講演の始めと終わりには、得意のジャグリングの披露もあり、内容の濃い講演会となりました。

当日は250名を超える来場者を迎え、アンケート結果でも大変好評で盛会裏に終えることができました。今後とも文化の薫り高い町づくりをめざし、一人でも多くの町民の皆さまに、人の英知や先見力に学ぶ機会として参加いただきますよう努めてまいりたいと考えております。

五点目は、標茶町少年の主張大会についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、家庭や学校及び地域社会の中での体験を通して、日頃考えていることについて主張していただく目的で実施しているものであります。今回は、第27回で関係機関、団体の協力を得て11月22日標茶町コンベンションホール「ういず」において盛大に開催されました。発表者については、小学生の部9校10名、中学生の部7校8名の計18名により行われ、小学生の部の最優秀賞に磯分内小学校六年、白石裕樹さん（生きる）、中学生の部最優秀賞に塘路中学校三年、茂北斗さん（働くことの大切さ）が選ばれました。

なお、中学生の部の最優秀賞が三年生でしたので、来年行われる釧路管内大会には、優秀賞を受賞した標茶中学校二年、佐藤美津穂さん「生きること」についてが、標茶町代表として出場されることになりました。

今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

六点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

中学生において、11月22日から徳島県で開催されましたJOCジュニアオリンピックカップ2008全日本卓球選手権大会、カデットの部女子ダブルスに標茶中学校二年小場梨央さん、斎藤千瑛さんペアが出場し、健闘するも、惜しくも一回戦敗退となりました。

また、北海道が公募したごみの散乱防止などに関するポスター及び標語において、標語の部で応募作品674点の中、標茶中学校三年の伊月詩織さんの作品「みんなでね自然とマナー守ろうよ」が最優秀賞を受賞いたしました。また、同校の生徒七人も入選、入賞をはたしたものであります。

今後、各分野で更なる活躍を期待するところであります。

七点目は、図書を受贈についてであります。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶古本市の会から児童図書18冊、51,000円相当の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,197冊、1,650,450円相当となりました。

心から感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君）引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定8案に関し、付託いたしました平成19年度標茶町各会計決算審査特別委員会・委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、認定8案を採決いたします。

認定8案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

#### ◎陳情第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。陳情第1号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました産業建設委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・越善君。

○産業建設委員会委員長（越善 徹君）（登壇） 陳情第1号につきましては産業建設委員会の所管でございまして、その審査について報告をいたします。

平成20年9月17日、平成20年第3回定例議会において、本委員会に付託されました陳情第1号、「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を定める意見書提出を求める陳情についての審査結果を報告いたします。

審査の経過につきましては、参考人として陳情人であります特定非営利活動法人ワーカーズコープ釧路事業所長菊地圓君、同じく北海道本部本部長大場寛君の出席要請を行い、平成20年10月23日に審査を実施したところであります。

本陳情は、出資・経営・労働を一体化した協同労働を行う組織に、法人格を与える法律の速やかな制定を求める意見書の提出であります。

委員会の審査は、協同労働の理念や歴史及び現在の活動状況、更には法律の必要性などの説明を受け、法制化された場合の違いや単一組織と連合会との関係、余剰金の関係などについて質疑を行いました。

審査の結果、全会一致によって採択すべきものと決定いたしました。

以上で、陳情第1号、「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を定める意見書提出を求める陳情についての委員会の報告とし、ご審議の程、よろしくお取り計らい願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は、採択と決定いたしました。

#### ◎産業建設委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。産業建設委員会所管事務調査報告を、行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・越善君。

○産業建設委員会委員長（越善 徹君）（登壇） 産業建設委員会所管事務調査について

報告をいたします。

2 ページ目から報告をいたしたいと思います。

調査日時・調査場所については記載のとおりでございます。

1. 調査事件、(1) 木質バイオマスの調査について

2. 出席者は下記に記載のとおりでございます。

3. 調査の経過、バイオマスとは、生物資源の量を表す概念であり、「再生可能な生物由来の有機性資源で、石炭や石油などの化石資源を除いたもの」を意味しております。畜産農家から出る家畜ふん尿、一般家庭などから排出される食品廃棄物、下水汚泥、製材工場や建設現場から出る端材、未利用間伐材など、さまざまな種類のバイオマスが存在している。

本町は広大な森林面積があり、未利用間伐材、梢端部、根元等の林地残材は利用が進んでいないことから、新たな利用用途を開発し利用促進を図る必要があります。

このようなことから、公共施設に積極的に木材を使用し、林地残材を活用して木質ペレットを製造している足寄町を調査することといたしました。11月13日に足寄町役場を訪問し、役場庁舎、ボイラー棟を視察し、その後、吉田議長、安久津町長、岩原経済課商工観光振興室長から木材の公共施設への導入状況、林地残材を使用した木質ペレットの現状について説明を受け、午後から木質ペレットの生産工場を視察いたしました。

4. 委員会の所見

(1) 木質ペレットの生産について

① 原料について

調査の経過の中でも述べておりますけれども、林地残材、製材工場からの残材を効果的に使用できるが、山土場からの搬出に際しては、作業価格が課題となっております。林地残材の有価による処分については、価格の安定が必要でありますし、森林整備と林地残材の連携を図ることも必要である。いうことでございます。

足寄町では集材、集積に対して1ヘクタール当たり30,000円を補助しているということでございます。

② 生産工場と供給体制について

生産工場の建設については、NEDO（独立法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）の助成制度を利用し、地域再生計画により廃校となった中学校をペレット工場としております。ペレット生産に伴い、安定した供給体制を確立することが重要であり、また、販売流通コストの低減化が課題であります。

(2) 木質ペレットの普及について

ペレットを燃焼するには、ペレットストーブやボイラーが必要であり、一般家庭用のストーブは25万円から60万円と高額であります。足寄町では導入に際して、環境省と北海道の補助事業を活用しておりますけれども、国産製品の品質の向上や低価格燃焼機器の開発が必要というふうに感じました。

また、公共施設への木質ペレットボイラー導入や幅広い固定客を確保し、さらに販路拡大を図ることが課題となっております。

なお、ペレットの販売価格については、足寄町内では10kgで525円、釧路市内で600円となっております。

(3) 雇用について

原木集荷、原木小割等に数人の短期間雇用が見込まれますけれども、ペレット生産工場の機械については、自動化が図られており、少人数で稼動することができます。このため、多くの雇用の増加は困難というふうに思っております。

(4) 今後の課題

林地残材等の有効利用するためには、地球温暖化防止と森林整備の役割をどのようにして理解してもらうか。また、二酸化炭素排出削減に向け、森林エネルギーの役割を明確にすることも今後の課題となります。さらには、国から森林保有自治体への支援や森林保全を担う事業と人材育成も具体的に検討が必要と思われれます。

現在の木材価格については、輸入の約半数がロシアでありますけれども、ロシアが輸出関税を段階的に引き上げた結果、道内産の丸太は天然林のロシア産と木の性質の違いは考慮しても割安となっているところでございます。今後、道内のカラマツ丸太の生産量は増加するものと考えております。一方で、伐採後の植樹や山地の残材整理に対しての指導体制が急務であります。

本町においても、灯油価格、森林未利用資源の活用、二酸化炭素削減効果等の動向、そしてペレット導入については、公共施設への積極的利用、民間での活用方法について、幅広い組織で検討を希望するものでございます。

以上で、産業建設委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、産業建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（発言席）すでに通告いたしております件名「標茶町集中改革プランの進捗について」1件質問をいたしたいと思いますが、今議会より、理事者側と協議のもと一問一答方式になりました。試行的とはいえ不慣れな点、多々あろうかと思ひます

がそれに沿って質問させていただきたいと思います。

まず、標茶町の集中改革プランの進捗についてですが、集中改革プランにつきましても、すでに総務省の地方公共団体における行政改革のためにあらたな指針の策定を受けて、本町におきましても、平成15年12月に個性ある自立した街づくりを目指してを基本理念といたしまして、標茶町第2期行政改革を策定しております。さらに、平成18年大綱に基づいて、事務事業の改革、組織機構の改革、財政システムの構築、地域資源の有効活用、そして情報の共有化として住民参加の五つの基本事項ごとに平成15年度から平成21年度までのプランを示しております。中でも当初は平成19年度までの5カ年間を計画期間としておりましたが、特に行財政改革を強力かつ集中的に推進するため、期間を2カ年延長し平成21年度までの5カ年を取り組むプランの項目が年次列に示されており、住民の好評など一定の評価をしているものとなっております。特に本年度執行方針におきまして、徹底した歳出抑制、負担の適正化の追求や簡素で効率的な行政組織・機構の見直しに最大限の努力をしていくと述べております。この改革プランの客観的評価・進捗について池田町政としてどのように捉えているのか大綱区分を精査しプランの目標としている57項目ほどありますが、特に次の4点程について見解を伺いたいと思います。

まず、組織・機構の改革・組織のスリム化の定員管理目標におきましては、プランでは平成17年度職員数302名で平成20年度は286名とし、比較いたしますと16名の減と計画しております。このことは「広報しべちや12月号」で標茶の財政状況の中で、すでに公表しておりますが、重複する分もあろうかと思いますが、少子高齢化と同時に人口減少益々進んでいく中で行政面積が広く、それに伴って公共施設が多い本町におきまして、将来的な人材配置等、住民サービス等に問題が生じないためにも機構の見直しと同時に、人口に対する定員適正化についてどのような考えをもっているかを伺います。

次に、平成15年度から実施されております臨時職員任用の一元化の推進についてですが、本年度在職状況など本年度までどのように取り組んできたのか、特に民間事業者に対しパートタイム労働法が改正され本年4月から施行されていることはご存知と思いますが、このたびの改正法の趣旨は、少子高齢化また労働人口が減少しつつある社会状況の中で、いわゆるパート労働者が能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するためとなっております。もとより自治体の臨時職員についての任用につきましても地方公務員法の適用の中で臨時職員取り扱い要綱に定めておりますが、改正法は自治体臨時職員も適用を受けることになるのではないかと思います。雇用管理の対応と一元化の推進につきましても関連性があると思いますので、その対応について伺いたいと思います。

次に、行政財産の有効活用の中で不用資産の売却につきましては、平成10年度からいわゆる公課額は同額程度を見込んでおりますが、土地及び建物の売却計画はどのように検討されているのか、また貴重な自主財源を確保するために、幅広く公有財産の遊休施設等と普通財産の施設等も含めて取り組んで行くべきものと思いますが、その点につきましても伺いたいと思います。

次に公共施設の整理及び統合の検討ですが、これは平成19年度から検討され20年度・21年度が実施時期となっております。実施される施設はどこであるかと、同時に行政財産の効果的な管理及び運営を図る内容と関連いたしますが、整理統合施設を民間委託・指定管理者制度を導入し、管理方法についても積極的に取り組んでいくべきと思いますが合わせて伺いたいと思います。

以上、改革プラン、大綱区分の組織のスリム化及び行政財産の有効活用の中の4点について町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の「標茶町集中改革プランの進捗」についてのお尋ねにお答えいたします。

本町における行政事務の合理化及び行政運営のより効果的な推進を図るべく、第2期行政改革実施計画を平成15年度に策定し、改革を押し進める中であって、特に平成17年度を基点として平成21年度末までの5年間を一部補強して集中改革プランを策定し、現在取り組んでいるところであります。議員ご案内のとおり、近年における地方財政が厳しい状況下での推移、先行きが予想できない中での財政運営は、本年度の執行方針でも述べましたように、町内経済の動向に意を配しながらも歳出抑制措置を講じているところであります。

また、集中改革プランの進捗状況等につきまして、概ね計画に沿った形で推移しているものと考えております。

最初にご質問のありました、組織・機構の改革及び組織のスリム化の職員定員管理につきましては、国が定めました5ヵ年で5.7パーセントの削減目標に対しまして、本町では7.3パーセント、22人の純減を目標としており、本年度当初で既に21人、6.9パーセントの減少で推移しているところです。職員削減には、各種委員会等の事務局長・館長の兼務発令及び事務事業の見直し、事業終了に伴う係の統合・廃止並びに退職不補充による臨時職員対応などにより実施をしております。人口比率に対する職員数は、定員管理類似団体調査による単純な人口割合では、職員比率が高いとされておりますが、広大な行政面積を有する本町において、今後も住民ニーズに応えるべく、また、サービスの低下を招かぬよう機構改革を行うなど、平成20年度からの第4次定員管理適正化計画の策定に向けて適正な職員配置体制に今後とも留意してまいりたいと考えております。

次に、臨時職員任用に係る一元化につきましては、職員の退職後の不補充等による補充等、職員が過配とならぬように、従前から全ての臨時職員の任用申請を総務課において一括集中管理を実施し、適正な職員配置に努めるところであります。

また、パートタイム労働法の改正に係る取り扱いにつきましては、議員ご指摘のとおり自治体の臨時職員にも適用されるもので、フルタイム勤務の臨時職員以外の短時間勤務職員がパートタイム労働法でいう対象者であり、改正内容にあります昇給の有無などの伝達明示や他の職員との業務内容での大きな待遇の差異を発生させないなど注意を払っており



ます。また、任用に当たっては、労働条件等の明示が義務付けられていることから、辞令書に任用条件等を付して交付対応しておりますのでご理解を願いたいと存じます。

次に不用資産の売却計画の検討についてでございますが、従前よりお答えしておりますように、土地・建物を含めた公有財産については、全てを紙ベースの台帳で管理を行っておりますが、特に土地については、1万筆を超える状況となっております事から財産管理システムの導入を図り、財産の明確化を進めながら適切な管理及び処分を進める事としていくところであります。

その財産管理システムにつきましては、議会のご理解のもと、今年3月に導入をさせて頂いており、基本的なデータ、字、地番、面積等については、一定程度整理の目途がつく予定であります。財産の種別、利用実態、所管課等重要な項目のデータにつきましては、今後の作業となり入力事務量の膨大さから、ある程度の時間が必要との判断をしているところであります。

しかしながら、不用財産の処分につきましては17年度4件5,436千円、18年度6件1,542千円、19年度4件452千円、今年度は4件14,692千円を今定例会に補正計上して、積極的に処分可能資産を把握し、処分を進めているところでありますのでご理解を賜りたいと存じます。

また、遊休施設等も含めた取り組みの強化につきましては、設置、取得の経過等からの制約もありますが、ご指摘の通りと理解しているところであります。現状で遊休施設としては閉校に伴う校舎、体育館、教員住宅等が該当すると思われませんが、これらのうち、既に環境が整ったものにつきましては処分した施設、あるいは貸付による有効利用を図っているところです。これまでも地域の意向を重視し、内部協議を進める中から処分、貸付等の対応をしており、今後つきましても可能な限り有効活用の方策を検討してまいりたいと考えております。

次に公共施設の整理統合と指定管理者制度の推進についてであります。現状での具体的な取り組みにつきましては、磯分内公民館分館の酪農センターへの集約化につきまして、地域に提案をしております。また、中央公民館分館につきましても、その機能の開発センター、ういずへの集約化について内部で検討しているところであります。

次に指定管理者制度の取り組みにつきましては、今定例会にご提案いたしておりますが「憩の家かや沼」について再度、本制度により活用を図ってまいりたいと考えております。

本制度の趣旨につきましてはご案内の通り、小泉内閣当時に経済低迷による財政悪化からの脱却を図るため、社会経済の構造改革の一環として、行政改革委員会による行政関与に関する基準の中で、民間で出来ることは民間に委ねる、国民本位の効率的な行政を実現する、説明責任を果たすを基本原則に掲げられ、その後、閣議決定による今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針の中で規制緩和及び公務市場開放の主要施策として本制度が制定されたところであります。

本制度で期待されている効果の中で、一つめには住民に対する公の施設のサービスが

向上する事。二点目は行政が住民ニーズへの効率的対応が可能となり、公の施設管理の効率化、経費削減が可能となること。三点目は民間事業者等においては、公共分野での事業機会が拡大される事などが挙げられています。本町に於いても各施設の施設管理の将来のあり方について検討してまいりました結果、都市部と過疎地ではビジネスとしての成立要件に大きな違いがあることや、業務の一部委託等で経費の削減が進んでいることなど明らかになってきていますが、今後も本制度活用を視野に入れながら、更に施設管理の効率性等を検討してまいりたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） まずですね、事務事業の改革の中で特に町長執行方針で再度お尋ねなるんですが、組織のスリム化、そして定員の適正化、例えば人口比率にしてはどうなんだとお聞きした中では、これは義務的な要素でございませぬし、自治体によっては地理的な状況とか広大な面積を抱えている本町にとっては、果たして人口に果たしてどの位が比率っていう、これはご答弁のなかでありまして、なかなかそれは定員というのはどの範疇で決めていくかというのは決めにくいと。ただ、スリム化によって当然のごとく削減するとすれば、そのスリム化というのは今年度施行方針で述べられましたように、思い切ってやっていくんだと、それは事務事業の中のスリム化というのは現状どの部門の例えば削減していくのか、改革していくのか、機構の改編をしていくのかということをお尋ねしたいと思います。

それと同時にですね、たとえば今回の改革プランの中で、本町にとりまして財政状況などは資料として私も見させていただいた中で、標茶町の給与、定員管理についてこれは資料19年度版で出ておりました。そこにはいわゆる定員管理の問題につきましてはかなりな国で示しているペースより速いペースで進んでいるかなということ、これは大変評価されるものと思っております。ただ今後ですね、例えばその人口が現状では11月30日現在では、もう8,541人とかなりなペースで減少化しているのは事実でございますから、その人口に対しての考え方というのはもし持っておられるとすればですね先ほど重複いたしますがどういう考えでおられるのかな。それと同時にスリム化の話におきまして、どういった形で機構するのか、具体的にちょっとお伺いをしたいなと思っております。

それと、臨時職員の一元化の推進というのは、ちょっと在職状況は現状では何人位いらっしやあって、そしてその中で例えばその取扱要綱の中では一般会計部門とかいろいろのっております。そして同時にですね推進の例えば一元化の推進というのは具体的にどうだったのかな。平成15年度から取り掛かっておりますから当然その当時と今時代背景変わってきていますし、大変雇用状況が厳しいということは事実でございます。ただ減っていることは事実だと思います。ただ推進というのは具体的にどうだったのかなと。その進捗ということについてですね、どういう具体的に取り組んでおられたか。もとよりこのパートタイム労働法というのは、民間事業団には大変厳しくなってきておりますし、適用を受け

るようになってきている。それは今後の例えば課題としてですね本町にとって臨職の要綱というのは特殊臨時職員等ともありますから、その方々に対してと同じような条件とかそういうことになって移行していくのか。とりあえずそういう点だけお伺いをしていきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 3点ほどの再質問かと思えますけども、組織として具体的にこうどういったスリム化というものを考えているのかということですけども、現状におきましてはご案内のようにですね、世の中総体が非常に不透明な状況でありまして、いわゆるその国から私どもに対してですね、どういった要望が出されるかということも非常に見通しが困難な状況にあるということをご理解をいただきたいと思えます。その上で具体的に現在検討している部分につきましては、例えば旧経済部内の各課のですね中での任務分担等々を今日的な状況を勘案した場合に若干統合といいますか、することが可能ではないのかなということを考えております。

それから、人口に対する考え方につきましては、先ほども申しましたけども、基本的に言いますと人口に対していくらという考え方については、かなりそこら辺は明確にお答えするのは困難であろうと思っております。本町がこれから先も住民サービスの低下を招かないようにこの広大な面積の中でどういったサービスを提供しているのか、これにつきましても先ほどと同じように、国と私どもとの任務分担のあり方というのが今後どういう形になるかによって大きく変わってくるのではないのかなあと思っております。特に懸念をしておりますのは、国のほうでスリム化を図っている分だけ、私どもの地方自治体に対して大きな事務量を課せられるのではないのかなと。そうした場合にやはりある程度のその人数といいますか職員数というのは、私は必要だと思っております、そこら辺についても現状の中ではどういった形で行くというのは明確にお答えが出来ないということをご理解をいただきたいと思えます。

それと臨時職員について現状で何人位かにつきましては、後ほど担当課長の方からお答えをいたしますけれども、一元化の推進について具体的にという再質問でございましたけれども、先ほどもお答えをいたしましたように総務課の方でですね、一元管理をしておりますので、そういった意味ではすでに一元化という考え方で私どもは進んでいるということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 臨時職員の現況についてご報告申し上げます。

平成20年4月1日現在でございますが、総体152名の第1種から第2種パート職まで含めた状況で配置をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 改正プランのなかで特にですねスリム化については、今、町長次

年度に向けて経済部関係ということもあって思い切ってスリム化することによって、それが一つの目玉になろうと思うのですが、是非その辺は期待をしていきたいと思います。

ただ、2点目の臨職の人の扱い、推進化というのは何回もお尋ねしますが、当時と状況変わってきている中で在職状況も変化してきていると。そのあり方というのは例えば私、推進の一元化というのは例えば一つ窓口をしながら例えばいろんな対応出来るように教育していこうとしていたのか、それともですね今後少ない中で対応性というのですか教育といいたいまいしょうかそういった面も非常に大きなウエイト、例えばプランの中に臨職の一元、推進というのうたっている訳ですから、これが21年度まで残されておりますが、そういう教育部門的なこと、例えば正職員並みにやっているとは思いますがですね、一元化の推進の具体的な方法とすればその教育部門なんかどう取り上げてきたのか、それが今後ですね改革プランの中で生かそうとすればその辺は具体的にということをするならば、その辺を聞きたいなと思っている訳です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

一元化の推進ということで私は、結局それまでは各担当部署、課等でいわゆる臨時職員の採用計画をもって対応してきたものを、それを総務課で一元化したということで、私どもとしては一元化をしているということで理解をしております。また、臨時職員等々の例えば教育云々にかかわる問題につきましては、当然ご質問に私どもとしては引用するためのそれなりの理由がある訳でございますので、そういったことを期待するためにどういったことを例えば組織としてどういったものが必要かどうか等々については対応しているという具合に私は考えておりますけれども、詳細につきましては副町長の方から。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） ご説明したいと思っておりますけれども、臨時職員の取り扱いにつきましては、従前はただいま町長の方からご説明したとおりであります。基本的には臨時職員が一般職の減数に伴って臨時職員がいわゆる増加をするという数字結果としてはそういう状況があることからこれをなんとかしなければならぬということで、臨時非常勤の委員会を実はつくっております。そのところでの考え方は基本的には臨時職員を必要とする部分の全町的な基本的な考え方を整理させていただいてます。その考え方に基づいて、先程言いましたように総務課に申請を上げてそれでその理論にマッチしているかどうかということ。具体的な話をしますと、従前は各係員にややもすると事業に絡んで忙しくなる等々を含めて臨時職員を雇用していた経過がございますけれども、これらを全体的な整理する上で最低、年、課に1人というような、例えば原則的な事務系の臨時職員であればそういうような考え方で整理をさせていただきますけれども、さらにこの辺についても必要か必要でないか含めてさらに監視をしながら今雇用のほうを持続させております。また、病院、やすらぎ園等々におきましては本来職の看護師あるいは介護士が欠員となった部分についてそれをどうするかということで、いわゆるコスト削減を図る観点から結果臨時職員ある

いはパート職員というふうになるような状況がありますので、ここも臨時非常勤委員会の中できちっとした理論を整理した上で対処するということになってますので、いわゆる従来のような形での臨時や非常勤あるいはパート職員を雇用することではないという状況になってきているということで、先ほど町長のほうから推進という言葉を使ってご説明したとおりだと考えますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） そういった先ほども質問の中で言いましたけれども、大変雇用労働環境というものは、民間事業体に関わらず自治体の雇用についても非常に厳しくなってきましたし、昨今の新聞等でも今日の大手企業の解雇の問題等と社会問題にもなってきました。私も経験上、この改正法というのは厳しく受け止めながらやっていかなければならないと同時に、自治体の職員の皆様もこのたまたまプランの中で臨職の関係も出てましたのでこの機会に是非改善に向けて環境整備ということを期待をしたいと思います。

それと3点目になりましょうか行財政の有効活用の中で不用資産の売却ということで毎年度歳入の中で売払いとして出ておりますが、この公有財産と行政財産の中で普通財産、特に行政財産ということ位置づけましたが、これは特に普通財産も視野に入れながら対策として売却方法ということで捉えていかったのでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどお答えをいたしました不用財産の処分でお答えをいたしました数字等につきましては、どちらも含まれているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 例えばですね、今後の売却という視野を考えた場合ですね、例えばGISのベースをしながら管理体制をしていくと。土地なのか建物なのか目標としているのはどの点をやっていくのか、計画的なものがまだ載ってきていないのでないかなあというのは、例えば建物であれば学校施設的な物なのか例えば行政財産の中にも普通財産いろいろ出ておりますが、その不用とされるものはどういうものをもってきているのかなと網羅されたものが公表されていないのではないかと、それと同時にこれは例えば売却ということになればその手法いろいろございますから、果たしてそれが目標どおりいくかいかないか分からない、そういった趣旨というのがはっきりすればですね、例えば基金に移行しながら積み立てていこうじゃないかと、そういうことになれば全課、担当課一つではなくて全課一斉にしてですね、そういう取り組みの姿勢を見せることによって改革プランのそういったことが生きてくるのではないかなあと思うのですが、全体的なことを含めてですね、計画もあろうと思うのですが、例えば今年度はこうであった、来年度はこういうことで計画はしているけれども、結果的には分かりませんが、金額の公価額のいろんな差が出てきますよね。ですが計画として乗せることによってその趣旨を生かしてそういう基金の積立に移行しながらということになれば、もっともっとその効果が出てくるの

ではないか、そういった考え方を持っていたのですが、その辺についてどう見解を持っているのかなあということでお聞きしたかったのです。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、町有施設の不用な財産ということで、これにつきましては当然担当しております各課、各係からですね報告に基づき、これについては出来るだけ売却をしていきたいということで、それにつきましては当然建物も入っておりますし土地も入っております。それで、詳細等につきましては担当課長のほうからお答えをいたしますけれども、基本的にはですねそういった考え方で町全体の中で、情報交換をしながら出来るだけ、推進を図っているとそういうことでございますのでご理解をいただきたい。

○議長（鈴木裕美君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） ただいま、町長の方から答弁があったわけですが、基本的には今おっしゃったような形の中での方向かと思えます。それで今議員の方から、もうちょっとその具体的なお質問かというふうに思いますけれども、冒頭の答弁の中で、まずはGIS、いわゆるシステムの導入を図りながら財産の明確化を図ると、そのような実は答弁をしておりますけれども、これはどういうことかといいますと、基本的にはもうすでにGISも含めて導入されていますけれども、一番重要な項目としてやはり所在、財産の種類、あるいは所管課、そういったものがなかなかアナログベース、今紙ベースですが、その辺が明確になっていかないとなかなか果たしてそれが所在も含めてあるいは不用なのか使用予定のあるものなのかというものが明確化ならないので、総体のデータ整備をした中で明確に不用かあるいは今後も継続使用するかというその判断を今しばらくお時間をいただければなとそんなふうに思っております。ただ、その分につきましても当然一定程度、特に私ども通常業務を遂行しているうえでは、一定程度不用財産であるかどうかという判断はつきますし、当然土地であれば空き地等に対して住民等の方からそういう売却等の打診もございますから、その都度財産の中身を吟味しながら今のところ処分をしていますし、私どもの把握している財産についてそういったものについても売払いを図っていくということなのです。また、特にご承知のとおり今年には区画整理事業が鉄東地区ですけれども終了したことによりまして、当然その中でも新たに従前からありました町有地も含めてですけれどもそういったものが明確化ってきていますので、それらも含めて今後とも売却あるいは貸付も含めた有効活用処分を図っていくということになります。また、ちょっと長くなりますけれども、先ほどシステムで明確にしなければいけないかというのは、例えば市街地のみならず農地山林も含めてなのですけれども、かなり境界・筆界あるいは利用実態が明確でないことによって、一部例えば、町有地の中で草地が造成されている、あるいは林地が造成されている向きもあろうかなというような状況もあります。当然そういった場合については、地権者との協議同意も必要になってきますから、そういった

地道な積みあげをきちつとなされないと、なかなか財産も単純に処分あるいは有効活用図るということになりませんので、その辺の努力も今後とも継続してまいりたいと思いますし、先ほど基金というお話もございましたけれども、今ある現在ある土地開発基金につきましては、あくまでも先行投資等必要なものに対して取得するための基金目的でございますので、ちょっと質問の意と今現在あるものは違いますので、そういった売り払いしたものの積立部分については別な意味での一般財源だったり、あるいは別な活用するという方向で考えているところがございますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時14分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 改革プランの中ではいろいろ4点の中で特にですね3点ほどにつきましてお聞きをいたしました。まだまだ課題が多かろうと思いますが、ただ、関連性の中で統廃合、統合・廃合の問題とそれを移行していく指定管理者制度というのは、詳しく答弁いただきましたし、また本定例会でも議案として載っています。その中でまたいろいろ議論があろうかと思いますが、そういうふうな傾向になって時代の流れといいますか、本町でもそういうことどんどん積極的にやる姿勢というのはこれを気に、民間等との話し合いも必要ですし、いろんな面であわよくばですね視野を町内のみかかわらずですね、そういった面も必要になってくるのではないのか。それは冒頭基本的な考え伺いましたのでそのご答弁はらないと思います。

そこで、今回は、私は4点程お聞きしましたが、大綱区分の中には計画、検討時期、実施時期とか非常に大事な課題点はたくさんございます。池田町政ちょうど4年の中で折り返しといえましょうか後期2年、その中で引き継がれてきた前町長からのこの改革プランでございます。その総括されたこと、そして来年度もまた、これは5年で終わろうということじゃなくて、多分、また次年度以降もつねに改革していかなきゃならない。多分これは総務省にまた出さなきゃならないという、その策定はまた来るべき時にやろうと思うのですが、まず、このあと一年を残してこの改革プランの総括的なですね達成度、進捗状況いろんな面で住民に一度ですねこの辺は池田町長としてやってきたけどこうであったと、引き続きこうであるとか、そういった点もですねいろんな機会をとらえながら、まずは公表していくというのですか知らしめるというのですか、そういった点もですね客観的評価というは私冒頭で言ったのはその辺がやはり「役場さんが造ったものだから」ということでなくて、共にやっていくということが大事だと思います。そういった面ではこの改革プ

ランの総括含めてですね、ぜひそういった面、取り組んでいけるようにですね考えていただきたいと思います。その辺含めて質問させていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

私としては出来るだけ経過等についても報告をしているつもりでございますけれども、なお不十分ということであればですねその手法等につきましても検討してまいりたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 決して不十分だという解釈はしていないのです。全体的な57項目の中で各課共通点もございましょうし、今言った4点もございます。だから不十分な点というのは、それは町長リーダーとしてですね、皆さんの示しになって、そしてまちづくり委員会等々もございますから、そういった面でのいろいろご指摘受けたときは改めてまた再点検しながら、次年度に向けてやっていくと。それがやっぱり協働のまちづくりの原点で改革プランとしての細かく載っている訳ですから、そういった点をぜひ積極的にですね、これ最後の質問になろうと思いますが、そういった面を今一度答弁いただいてですね終わりにしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

繰り返しになろうかと思いますが、私としてはですね広報等を通じましたり、またいろいろな各種委員会等の場でですね報告をしている、そういった認識しておりますけれども、さらに町民の皆様方に具体的にですか、知らしめるべきだということであればですね、その方法等についてもですね検討してまいりたいと、取り組んでまいりたいとそのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○15番（平川昌昭君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

続いて、13番・川村君。

○13番（川村多美男君）（発言席） 通告いたしました2件についてお伺いをしたいと思います。

1件目の質問に入らせていただきますが、今般初めて試行的に1問1答ということで質疑をさせていただきますが、できるだけ簡潔明瞭に質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

まず、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の施設サービスの充実、向上についてであります。

町民の憩いの場である、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」は本年創立30周年を迎え9月30日に30周年記念イベントが実施されました。

近年、町内客の日帰り入浴、宿泊また町内の敬老会の利用、管内や道内外の入浴や宿



泊利用客の増加等、支配人を始め営業スタッフの努力により、6期連続黒字という営業成績を上げられていることは、町民の一人としても大変喜びとするところでありますが、以下の点について伺います。

1点目は、本館施設は築30年を経過し老朽化も否めない状況であり、宿泊客が利用する本館2階のトイレ・洗面所は現在共同であることから、現代ニーズにそぐわないと考えますが、宿泊客への配慮からも改善すべきではないか。

2点目といたしましては、全館和室であり、若者のニーズは現代的洋室を望む傾向にあるのではないかと。また、中・高年客には和の畳の部屋、さらに和洋折中など客室の改善も必要と考えますがいかがか。

次に、「憩の家かや沼」は貴重な町民の雇用の場でもあり、現在パートを含み14名が従事していると聞いております。また、釧路湿原の中に位置すること自体貴重な観光施設でもあり、将来的にこの施設の位置付けをどのように考えておられるのか。

4点目に、町民の憩いの場として、更なる町外客の集客・業績の向上を目指す観点からも、施設サービスの充実に意を配すべきと考えますが、設置者として財政的な課題もあると思っておりますが現時点でのご所見を伺いたい。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 13番、川村議員のくしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の施設サービスの充実・向上についてのお尋ねにお答えをいたします。

「憩の家かや沼」はご案内のように本年30周年を迎えることとなりましたが、施設的には本館が昭和53年に建設され、新館を平成4年に増築し収容人員が46人から現在32人増加し78人としています。この間、平成5年の釧路沖地震により新館部分に損傷を受けましたことから補修をしておりますし、また、平成12年には本館、新館を含め若干のリニューアルを致しまして今日に至っております。

本館宿泊部分につきましては一部リニューアルを実施し、トイレについても洋式化を図り施設サービスの改善に努めておりますが、ご指摘のとおり30年経過しておりますことから基本的には設備を含めた全面的な改築が必要な時期を迎えているものと思っております。

しかしながら、全面的な改修にあたっては相当の財政投資が予想されますし、その経営環境もかなり厳しい状況にあり、また、現在指定管理者として運営をしております観光開発公社の経営状況も充分勘案する必要がありますので、短時間での結論は難しいものと判断しているところであります。

お客様のニーズに合わせた客室の改善につきましても、議員もご案内のことと存じますが、観光開発公社の経営改善にあわせ検討した経緯がありますが、前段のご説明しましたような事情から施設改善に至ってはおりません。しかしながら、利用者ニーズに出来るだけ沿うよう、少人数あるいはお一人での利用や低額な料金での提供を行って努力しているところでございます。

「憩の家かや沼」は、ご案内のとおり釧路湿原国立公園計画では唯一の宿泊施設として位置づけられているもので、今日的には新規の宿泊施設は認められないという総理解にもなっておりますことから「憩の家かや沼」のスタート時点での任務であります、町民の健全な保養とレクリエーションの場の提供並びに地域観光の振興に寄与することと併せ将来的にも重要施設と考えております。

前段で申し上げたような事情で、今すぐ全面的な施設改善に取り組むことは困難であります、必要最低限の施設補修をしながら、施設サービスの改善を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） ただいま町長のほうからご答弁いただきまして、これまで本館につきましても一部リニューアルをしながらの営業してきているということでございます。

ただ私は、設立から30周年を向かえ、また、私自身も利用させてもらって現実に見てきている一人といたしましてもねこの釧路湿原の中に位置する貴重な観光施設でもある側面を持っております宿泊施設ですね、将来的にも維持していつてもらいたいしですね、利用者も更に増えて黒字の状態がずっと続いていくのが望ましいと思いますけれども、30年といたら相当かなりの年数を経過している訳でございますね、私も和室に宿泊させていただきましてけれども、本館の、こうドアをパーツと開けてみたらやっぱりこの古いというイメージ、畳がですねまず古いという「うわあ」というような思いもしておりますので、あまりお金のことは言いたくないのですけれども、設置者としてはですね、その辺の一番その目に付いて低料金である程度対応出来るものはしてほしいなあと思えますし、また、いろいろな方が利用される訳でございます、野外のバーベキュー場とかそういうのと違ってですね、やっぱり宿泊して、おトイレ行きたいとなって、共同の便所となればやっぱりプライベートな部分もやっぱり保護されない部分も出てくるのではないかとということもあります。最終的にはですね、何を言いたいかといいますと、今後更なる施設サービスの充実・向上に向けてですね、大変財政的な部分が大きく非常にかかってくるよということはもちろん承知しておるわけでございますけれども、町有施設整備基金等のね基金を充当しながら、一気にやるということは大変難しいと思いますけれども、年次的に少しずつリニューアルをしながら、喜んでお客さんに利用していただけるというおもてなしの心をですねいくらかでも意を配していただきたいなあと思えますが、この点について伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

議員のご指摘をされた等々については私どもも十分を承知しているつもりでございますけれども、ただ、北海道の観光、道東の観光の入りこみ数等々を踏まえたときに、今後ど

ういったいわゆる傾向にあるのかということも、まず私どもは考えながらやっていかなきゃいけないというふうに考えております。やはりお客さんが、やはりこの経済状況等もあるかと思えますけれども、現実問題としては、やっぱり釧路圏での観光は道内観光全体の中での落ち込みよりはもっと大きな数字で落ち込んでいるのも実態でありますし、特に釧路圏につきましては、今年度の上半期で、前年度でだいたい5パーセントぐらいの減少というようなそういった数字もあります。そういった将来的な動向等もですね注意しながら、先ほど申しましたように議員も指摘されましたように、釧路湿原国立公園内での唯一の施設というものをどうやって町民として守っていくか等々の問題もあります。ただ、やはり施設に対して、「こうもしたい、ああもしたい」ということは当然ある訳ですけども、それについてもいわゆる経営環境等々も踏まえながらどの程度の投資が妥当か等についてはですね、やはり多くの皆さん方のご意見を賜りながら進めていかなければいけないとそうように考えておりますし、また、この財産を将来的にも例えば町として所有していくことが適当なのかどうか、先ほどの議論ともつながりますけれども、そこら辺についてはですね、また改めて、そういった検討の時期もまいろうかと思っておりますので、そういった時期にですね私は広く商工会等々のご意見も伺いながら考えてまいりたいと考えております。ただ現実問題としては、この施設において現在14人の雇用を抱えておりますし、実際年間に1億以上の売り上げをしていると、宿泊客も5,500人以上だいたい5,500人位の利用があるというのも実態でございます。こういったものをすべて相対的にどのように考えていくのか。その為にこれからのその投資というのはどの程度妥当かどうか等々についてはですねやはり慎重な判断が必要ではないのかとそうように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） ただいま町長の方から今の道東観光のお客さんの入り状況、北海道では全体では500万人くらい年間は入るって言うておりましたけれども、今、釧路はかなり5パーセントくらい落ち込んでいるということでございますし、今後、検討経済動向を見ながら検討されていくということでございますけれども、さらなる充実に向けて意を配していただきたいということを申し述べまして次の質問に入りたいと思います。

町立小中学校の「養護教員未配置校の解消」についてであります。

本年9月町民から「養護教員未配置校に常勤または非常勤でも配置できないか」との声が寄せられました。平成20年度学校職員配置基準では養護教員の配置基準は小学校の児童数及び中学校の生徒数の計が11人以上の併置校とされているが、本町においては12校中2校において養護教員が配置されておらず、特に養護教員については児童生徒に対する日常的、直接的な健康、安全指導や、心のケア等その職務内容は極めて重要な位置にあり、かつ専門性も高いものと推察することから、養護教員配置に関し両学校長、両PTA会長に対し書簡で考えを聞きました。しかしながら、配置基準による未配置という状況は今後とも解消される見込みも少なく、未配置校解消は極めて難しい現状であります以下に

ついて伺います。

1点目は、現在、町立久著呂中央小中学校は小学生5名、中学生4名の計9名。町立中御卒別小学校も9名であり、国の配置基準11名に両校2名ずつ不足で養護教員未配置の現状であります。私は、子供たちが同じ標茶町に住み義務教育を受ける9年間、同じく保健教育も等しく享受できる環境が望ましいと考えます。現状は配置基準により必ずしも公平とはいえない状況下にあります。教育委員会はこれまで国や道教育委員会に対し配置基準の見直しや配置改善の要望・要請活動を実施してきたのか伺う。

2点目といたしまして、養護教員未配置のため一般教員か管理者が兼務しているようだが、児童生徒の保健の観点からも児童生徒は勿論、保護者も安心して子どもが学校生活を送れるよう保健指導や健康相談、保健学習、風邪やインフルエンザ予防、健康診断、特に女子児童生徒の初潮時の対応など、専門性の高い養護教員の配置をすべきと考えるのがいかか。

3といたしまして、久著呂中央小中学校、中御卒別小学校、両校長と両PTA会長に書簡で調査を行った結果、学校長からは法令を遵守する立場から、現状の配置基準の中において学校経営に万全を尽くすとの回答を得たが、配置基準が見直されることを望む声もありました。また、PTA会長からは、重大なけがや事故が発生した場合の対応等の心配があり、可能であれば養護教員の常勤を望むとの回答が寄せられました。

今後、国の配置基準の見直し、改善等がされるまでの間、暫定的な措置として、本町単独の教育施策として養護教員未配置校の解消に向け、非常勤職員等、臨時的な職員の配置をすべきと考えますがいかか、教育長のご所見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君） 13番、川村議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、小中学校教職員の定数配置ついてでありますけれども、北海道教育委員会では、国の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、いわゆる「標準法」にもとづき、基準を定め配置しているものであります。

養護教員配置基準につきましては、4月1日現在で、四学級以上又は三学級で児童・生徒数が11人以上の小・中単置校、または、小・中併置校で総児童生徒数が11人以上の場合に養護教員一名が配置されることとなっております。

ご案内のとおり本町では、中御卒別小学校では今年度に児童数9名に、また、久著呂中央小中学校では平成17年度から今年度当初まで児童生徒合わせて11人未満となり、現在は養護教員が未配置となっておりますが、現在の児童生徒数の推移では両校とも平成22年度に配置となる見込みであります。

一つ目のお尋ねであります養護教員の基準見直し、改善についての要望・要請活動がありますが、毎年、町村教育委員会連合会を通して、国あるいは北海道教育委員会へ行っているところでございます。

二点目の養護教員未配置校には、その職務内容の専門性から養護教員を配置すべきでないか、とのお尋ねであります。養護教員の具体的職務であります学校保健情報の把握、保健指導、救急処置、健康相談、学校環境衛生、保健室の運営など職務の遂行には、学校医との連携、学校保健担当者会議による業務確認、職員の健康診断、予防接種実施の周知等、並びに横の連携及び保健担当者を中心とした校内全教職員による万全の対応をしているところであり、特にこれまで問題が生じた事実はなく、より充実した学校運営体制とは言わないまでも、現行の配置基準で対応は可能であると考えているところであり、

三点目の町単独費での養護教員の配置についての考えであります。養護教員は専門性が高い職種であり、現在の配置基準では、児童生徒数の動向で短期の雇用条件となる可能性が高く、また道費雇用との条件格差、へき地での人材の確保の困難さ、課題の緊急性の度合い、行政改革の観点からして現状では困難であると考えております。

これまで、国が1958年以降、教職員の定数改善計画により、配置改善が進められており、平成17年度で第七次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が完了し、国の平成18年度からの新しい教職員定数改善計画策定が行政改革方針である総人件費抑制政策により見送られておりますが、より一層の改善に向けて、今後も国、北海道教育委員会に対しまして要望・要請をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） ただいま、教育長の方から現在行われている学校の状況、それからこの2校については平成22年度に配置になる見込みということも伺いました。今後です。ね。まだまだ人口の減少、児童数の減少によりですね、学校の児童数というのは減っていく傾向にあるのではないかと考えます。ですから、この2校だけでなく地域の学校も対象に考えていかなければならない問題だと思いますし、私個人としては先ほども申しましたようにですね、人数に関係なく子供がいる以上は養護教員をね配置していくのが私は教育委員会、教育を携わる者としてねやっぱり子供の健康、保健の観点からもねやっぱり設置していくような努力はしてほしいなという希望であります。

そういうことで、今後に向けてもその点について、教育長のお考えを伺いまして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答え申し上げたいと思います。

基本的には例えば憲法第26条で、すべての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。そして義務教育はこれを無償とする。というふうになっておまして、また、義務教育費の国庫負担法の第1条におきましてはですね、義務教育無償の原則に則り、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るというふうになっております。そういった意味からしまして

私どもといたしましては、先ほどお答え申しましたとおりですね、毎年北海道の教育委員会、教連と申しますけれども、その教連の方通しましてですね、道教委そして国の方へですね、是非、養護教諭並びに学校事務職員をですね、全校に配置すべきだというふうに要請しているところございまして、そういった考えもですねこれからも当然持ちながらですね、対応してまいりたいとそういう要求してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○13番（川村多美男君） 終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、13番川村君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 11時44分

再開 13時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（発言席） 質問いたします。

私は、子育てと少子化問題にかかわってですね、妊婦検診の14回分の早期無料化と町立病院の活用という問題で質問したいというふうに思います。

第一にですね、厚生労働省は2007年、昨年1月28日に無料妊婦検診の回数を5回以上に拡大することを決めました。これに伴い標茶町も2007年9月に妊婦検診5回分の無料化を決め現在実施していますが、規則で5回まで無料にしてからの利用、活用の実態はどのようなになっているのでしょうか。利用者の反応や感想についても把握していればお答え願いたいというふうに思います。

麻生内閣は、10月30日に発表した追加経済対策に、妊婦検診の無料化14回分を盛り込みました。これは、全国の切実な要望におされようやく実を結んだもので歓迎すべき施策であります。ただ心配なのは、その予算化がいまだ明確になっていないということです。地方交付税を財源とする仕組みになるのか、または、交付金として交付されてくるのか、全額国庫補助となるのか半額程度なのか、すでに連絡が来ているのではないかと思います。その公費負担の状況はどのようなになっているのでしょうか。

妊婦検診についてはかなり前進してきたというふうに思いますが、仮に費用について全額国庫補助にならなくても、妊婦が費用の心配をせずに必要な健診を受けられるよう、町が財政措置をするべきと考えますがいかがでしょうか。

標茶町は、釧路市を除けば釧路管内で唯一産科のある病院です。このように子どもを産みやすい環境を一層整えることによって、現在厳しい条件の中にある町立病院の利用率を高めることになると考えますがいかがでしょうか。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 11番、深見議員の妊婦検診14回分の早期無料化と町立病院の活用のお尋ねについてお答えをいたします。

妊婦検診につきましては、標茶町妊婦検診奨励規則に基づき実施しているところですが、平成19年10月1日からは助成回数等を5回に拡大して実施しているところがあります。平成19年10月1日から本年9月30日までの母子健康手帳の交付人数は56人で、検診回数は203回となっております。

また、政府の追加経済対策で打ち出された、妊婦検診の無料化等に向けた取り組みでは、出産までに必要とされる14回のうち地方財政措置を講じていない残り9回分を、平成21年2月から国と市町村で2分の1ずつ負担する国庫補助事業とする方針が示され、必要な財源を第2次補正予算に組み込むこととしておりますので、本町でも、新年度からの実施に向け、事務的作業を進めているところであります。

お尋ねの、妊婦検診の費用助成につきましては、町単独での助成は現在のところ考えておりませんが、国・道の支援策と平行して実施していく所存でありますので、ご理解願います。

また、町立病院の利用率の向上につきましては、妊婦検診への財政的措置だけではなく、安心して出産のできる医療機関として、医療技術の研鑽や中核病院との連携など多面的に進めていくことが肝要であるものと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 通告の順番を間違えて質問してしまいました。申し訳ありませんでした。それで、概ねご答弁の内容がですね、これはやると、いうふうに理解できるので非常に前進だなあというふうに思いますが、釧路管内で唯一産科のある病院ということで、私、根室のほうに行ってもいろいろ話聞いてきたんですが、中標津とかそれから別海の、病院の規模とかね産科自体の医者の規模も違うと思うのですけれど、非常に多いですね。標茶の4倍から5倍ぐらいの産科っていうかね釧路市でなくてね、出産をしているということなんですが、標茶町は、先程答弁の中に数字が出ましたけれども、過去17年から19年までの大体の平均してみると41、2回の出産というふうに思うのですが、これをですね今回の妊婦検診の14回分を実施の方向でですね、もっと、産科のある町立病院というねアピールといいますか、そういう点でここに力を入れるべきではないかと思うのですが、しかし、町立病院の医療体制のね枠の問題もあるからね、そういう点ではそんなに野放図に伸ばすことはできないのかなと思うのですけれども、この辺の見通しについて再度ですね、町立病院の利用率を高めるということにどのように具体的につながっていくのかももう少しご答弁いただければと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えを致します。

先程もお答えをしておりますけども、基本的には利用される方たちと病院との信頼関係だという具合に私は考えておまして、そのことといわゆる何かあったときの広域的な連携体制がどのように構築されているか、そのことが非常に大事なことではないのかなと思っております。ご案内のように標茶町立病院だけで対応できることというのは、当然限界があるわけですので、当然地域の中核の病院とのですねそういった関係等もですね同時に視野に入れながら、安心して本町において出産いただけるような環境づくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 次の質問に移りたいというふうに思います。

二つ目の質問は、町外の障害者、障害児施設入所者と保護者の帰省、訪問等の旅費助成の拡充を考えた質問なのですが、一つは、現在町で町外の障害施設入所者が帰省したり、保護者が参観日等で施設訪問するのに旅行費用の一部を助成しています。障害を持つ世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るのが目的であります。これは規則のほうにも書いてあるのですが、町外の施設に入所している障害者やその世帯にとって大変大切な制度です。しかし、この助成の条件が、私が見るに非常に厳しく、制度があるのに利用できない方がいると思うのですが、今までの利用状況はどのようになっているのでしょうか。助成該当者は町外施設入所者とその保護者の何割程度になりますか。

この助成の条件ですが、町民税が均等割である保護者の世帯というのが受給の条件になっています。担当の方にちらっと聞いたのだけども、一体この均等割というのは、年間の収入でいけばどのぐらいなんですかと聞いたら、非常に低い数字だったんですね。この条件があるため少なくない町民が制度があっても利用できない状況になっているというふうに思います。この条件を緩和して、基本的にはすべての利用者と保護者が利用できるようにすべきではありませんか。町長の所見を伺います。

援護規則第3条の2項では、この助成は、1世帯につき年2回まで行なうとなっておりますが、現在保護者の高齢化が進み、それにつれ医療を含め生活費用をもかさんできています。私は自立支援の観点から、また、町内に必要な施設がないこと等生活していく上で二重三重の負担があります。このことをかんがみて、最低でも年4回に引き上げるべきと考えますがいかがでしょうか。

それから、交付請求手続きのことなのですが、施設訪問等の、私があので文書読む限りでは、施設訪問等の終了後10日以内というふうになっています。この理由は何ですか。期間制限すべきではないと考えますがいかがでしょうか。

以上。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 町外の障害者施設入所者と保護者の帰省、訪問等の旅費助成の拡充とのお尋ねにお答えを致します。



お尋ねの障害児等の入所施設者の帰省や保護者の訪問等につきましては、昭和49年に制定いたしました「標茶町障害児等施設訪問援護規則」に基づき、入所者の帰省や保護者の訪問に要する費用の一部を助成しているところであります。

現在、規則に定める町外の施設に入所している障害児等の人数は、釧路管内17名、十勝管内11名、根室管内4名、網走管内3名、その他道内が5名で、計40名であります。

一点目の助成の利用状況であります。平成16年度、2名2件、平成17年度、1名2件、平成18年度、2名2件、19年度、2名2件で、いずれも保護者への助成となっております。

二点目の助成対象者の所得制限であります。助成の目的が障害児等の世帯の経済的負担の軽減が目的であることから、一定の所得制限は必要と考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

三点目の助成の回数であります。規則制定当時から、盆と正月の帰省等を想定し、2回としておりますが、新体系への移行を踏まえ、利用状況や所得制限を含め、助成回数を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

四点目の交付請求の期間であります。事後請求であるため、年度にまたがる場合の会計処理や会計年度独立の原則から、施設訪問等の終了後10日以内としておりますが、請求期間の延長につきましては、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を願います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） こんがらがらないために、一つずつ分けて再質問したいと思うのですが、先程あの町長のほうから助成の目的としてね、経済的負担の軽減なんだというふうに、従って一定の所得以上の人は、いいだろうというような、平たく言えばそういう話だったと思うのですが、規則のほうでは、経済的負担の軽減と、福祉の増進を図るというふうに書いてあるんですね。そういう意味では経済的負担、経済的な条件だけじゃなくてほんとうに、障害を持っておられる方々、あるいはそういう子供と親の人たちがこの社会の中でね、差別も区別も無くきちっと生きていける、安心して生きていける、そういう意味での福祉の増進、この内容も含んでいると思うんですよ。だから、そういう意味では、福祉の増進という点ではね、もっともっと範囲を広げる、その観点その姿勢でね、ここの部分を広げることが大事でないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えを致します。

先程もお答えをしておりますけれども、現在の規則等につきましては、先程説明しましたような経過から現状となっておりますけれども、今後新体系の移行を踏まえまして、利用状況や所得制限等、それから助成回数等については検討してまいりたい、そのように考えておりますのでご理解を願いたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） もう少し実態について聞いていただきたいのですが、先程町長の

ご答弁の中にね、利用のいずれも保護者であるということで、利用の人数と件数がそれぞれ述べられました。これだけ町外に出して、町外の施設で暮らしておられる方々がいる中で、極めて私の実感としてはね、この受給の人数といいますか受給されている方の人数はね少なく見えるんですね。私、聞いて回ったんですが、一つはですね、あることを知らなかったと、それからもらえるとは思っていなかったと、たまたまもらった人にあんたも行ったらどう？といわれて行ってはじめてね分かって、自分はだめだと思っていたのがはじめて貰うことができたというような人がいたんですよ。それから、経済的負担の問題で言えばですね、年二回になっていますが、これはまあ検討するというさっきご答弁でなかったかなと思いますが、違いましたっけ、そうですね。本当にあのう施設に入所している方々の一年間の暮らし見てみますとね、いわゆる盆と暮れ、盆と正月帰ってくるというだけでなく、そこに入っていたら40歳になっても50歳になっても施設のほうからこういう行事ありますよ、今回参観日を持ちますので来てください、親の会の懇談会を現地でやりますので来てくださいということで非常に多い回数ですね、遠い施設に行くっていう実態があるんですね。それから、たまたま清水のほうの施設なんかはバスで送迎してくれるらしいんですが、それも釧路までと。7,000円から8,000円かかるんですが、それはその、障害を持っておられる本人の乏しい年金から引かれるんですよ。そのことも辛いというふうに保護者の方は言っていました。それから、先程言ったように自分が該当していることに気がつかないとか、そういう意味では、ぼくはもっと説明してこのせっかくのこの規則をですね、あるんですから活用できるように役場はもうちょっと積極的になっていいのではないかと思いますし、これだけでなく30、40、50歳になった我が子のためにですね、非常に高齢の方が、やっぱり町外の施設にお世話になっているということで、窓拭きとかボランティアの草取りとかそういうことをいつまで続けられるのかなと言いながらやっているのが実態なんですよ。標茶町にそういう施設がね、あればそういうこともないんだと思うんですけども、それがやっぱり実態なんで、私はそういう意味で先程町長がご答弁なさった、利用者の人数がびっくりするほど少ないということと合わせてですね、この福祉の増進を図るために、ここの部分をですね早急にもっともっと利用できるようなふうに、使いやすいようなふうにするべきだというふうに考えるのですが、最後にお考えを伺って終わりにしたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えを致します。

利用実態が非常に少ないという事は私も正直にそのように考えております。その原因がですね、議員ご指摘のように、こういった制度があることを知らないということであればですね、それにつきましては、今後ですね、積極的にお知らせをしてご理解をいただくようにしてまいりたいと思います。そのことと結局施設等の利用等につきましては、議員もご案内のように自立支援法の見直しは現在されております。国の基本的な考え方は多分、変わらないと思いますけどもそういった中で町としてどういったことができるのかという

ことはですね、民間のそういった皆様方のご意見も受け賜りながらですね対応してまいりたい、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○11番（深見 迪君） 終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終わります。

続いて、4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君）（発言席） 公民館の体制についてお伺いいたします。

今年度もあと3ヶ月余りとなり、行政執行の仕上げの時期となってきました。それだけに来年度の大まかな方針を決める時期と考えお伺いいたします。

それぞれの年度における教育行政方針の社会教育について、生涯学習の推進の中で、多少表現は違いますが、公民館長の地域化、非常勤化がうたわれています。今年度につきましては、公民館の運営にあたっては、館長の地域化、非常勤化について地域の理解を得るように努めますとあります。

地区公民館の館長の地域化、非常勤化という言葉が出てきたのは平成18年からだと思います。その18年度は引き続き検討しますとなっております19年度は具現化に努めますとあり、今年度20年度につきましては、先ほど申し上げましたように理解を得るように努めますという表現になっております。

標茶には中央公民館をはじめとして、磯分内、虹別、塘路、茶安別、阿歴内それぞれの地区に地区公民館があり、全部で6つの公民館があります。これは地域ごとが離れていること、それによる地域特性に基づき公民館活動を目指したものだというふうに思います。また、その根底には当時のお茶の間の運動、お茶の間運動ですね、地域の人たちの集会の施設としての考えもあつただろうというふうに思われます。標茶市街地にある公民館を中央という名がついていますが、体制上、他の公民館と同じようにそれぞれ独立した公民館となっています。

かなり以前、北見、浦幌町の公民館活動について訪れたことがあります。少しかなりちょっと古い話になりますが、その町にはいくつかの公民館が設置されていまして、分館としての体制をとっていました。私は以前から中央公民館の指揮系統について、本町の中心の公民館としての発揮が不足しているのではないかというふうに感じておりました。しかし、それはそれぞれが独立した館であるため、それぞれの担当するエリアがあるという体制のため、やもう得ないことだというふうにも思っております。

そこで、1点目として、教育行政方針にあるように公民館の地域化、非常勤化についてどこまで進められているのかお伺いいたします。また職員の配置の考え方についてもお伺いいたします。

2点目として、今日的な生活環境や社会情勢の変化などから考え公民館の組織体制として、現行の6館の独立したシステムを改め、1中央館と5つの分館という組織体系にかえてはどうかと考えますが、その点についてもお伺いいたします。このことにつきましては今まで各地区館における独自の活動を無視するものではなく、分館となってもそのまま

推進していくべきと考えますがその上でさらに一つ目として、公民館活動を活発にするには、企画やスタッフの多い館の催しを全町民が知り、そして全地域から参加できるシステム作りが必要。二つ目としては、今までも6館共同事業としての取り組みがありますが、専門職でない人が地区公民館長として行き、事業展開が難しい面があるというふうに考えます。分館とすることで、中央でコントロールでき、専門職をもって各分館に出向くということにより、同一、同レベルの講座の展開ができる。必ずしも事業の展開を全部中央館でするというわけではありません。3つ目として、1公民館の講座を開いた場合の受講生の集まりが少ないという悩みの解消にもなると。そのことによる新しい講座の開設が可能になるというふうに考えます。今、3点申し上げましたが、以上の考えから、分館制度にしてはどうかというふうに私が考えるところであります。

3点目として、現行の組織体制のままであった場合において、あるいは私が今申し上げましたように、中央館と分館という新しい体制になった場合においても、今は標茶中央公民館エリアである沼幌、久著呂、御卒別地区の社会教育活動をもっと高めるための体制づくりの考え、それについて何か、それについてもお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 4番、伊藤議員の「公民館の体制について」のご質問にお答えします。

国の財政破綻に端を発する急激かつ大幅な地方交付税の減額等により、本町も行政改革のスピードアップを図る必要に迫られ、平成16年3月に、第二期標茶町行政改革実施計画を策定いたしました。この中で、事務事業の任務分担として住民と行政の役割分担の検討、また、組織のスリム化に伴う職員の定数管理の徹底を図ることとし、これらを踏まえ、公民館と地域の関わりについて検討することと提起しております。

そして、具体的には平成17年度の町政執行方針に初めて各地区公民館長の地域化や非常勤化を取り組む考えを表明いたしました。本町の6公民館のうち中央公民館を除く5館につきましては、社会教育活動の最先端としての機能のほか、役場支所という行政とのパイプ役としての機能があり、更には、地域づくりにも大きな役割を果たしております。一方、少子高齢化が過疎化に拍車をかけ、益々厳しさを増す財政状況を考慮したとき、行政組織全体の中での将来的な公民館のあり方は重要な検討課題であると考えます。

そのようなことから当面、地域の有志の方で適任者がおり、館長をお引き受けいただける方がおりましたら地域との協議を進めてまいりたいというのが町としての考え方であります。

そこで一点目の館長の地域化・非常勤化の進み具合は、というご質問であります。この考え方を提示した平成17年度の各地区の町政懇談会では、否定的な意見が多く出され、また、ある地域振興会では会として反対を確認したところが出るなど、この問題の具現化には、かなりハードルが高いという認識を持っているのが実状であります。もちろん、今、それぞれの公民館が担っている機能を後退させることなく、住民の皆さまに十分理解を得

なければ実施できないことですし、適任者の確保という面でも極めて難しい課題で、今しばらく時間を要するものと考えております。ただ、先ほども述べたとおり、将来を見据えた場合、住民の有志の方に館長になっていただくという方向を常に模索するという方針は持ち続けたいということでご理解を賜りたいと思います。又、館長の地域化、非常勤化が実現しない限りは、現状の職員配置を維持することになりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に二点目のご質問にお答えいたします。本町の五つの地域の公民館は、それぞれが独立した公民館として地域の特性を活かし、更に、地域要望を取り入れながら地域の社会教育活動の拠点として積極的な事業を展開しております。又、それぞれの地域に合った地域づくりの中心的役割を担ってきております。

平成18年9月議会で可決いただきました公民館の運営審議会から運営委員の変更につきましても、それぞれの公民館事業の企画立案から携わっていただくということで、公民館の独自制を強める立場での改正でありました。従って、分館という形で機能を中央館に集約するのではなく、あくまでも独立館として存続することが望ましいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続いて三点目の御卒別、久著呂、沼幌地区の社会教育活動を高めるための体制づくりについてお答えをいたします。この三地区はいわゆる公民館未設置地区ということで、中央公民館のエリアになっておりますが、中央公民館から遠距離にあり、どうしても公民館事業等への参加も少なく、社会教育活動が低迷状況にあることはご指摘のとおりであります。ただ、公民館運営委員五名のうち、一名はこの地区から選出してもらい、任期二年毎に三地区が持ち回ることになっており、公民館事業へできる限り地域の声が反映されるよう努めているところであります。また、具体的には、昨年から三地区だけを対象にした事業に取り組んでおり、昨年は北見の菊まつりを視察研修してきております。また、今月には、中御卒別地区を対象にした公民館講座「手打ちそば体験教室」を開催いたしますし、年度内には久著呂地区でも公民館講座を開催する予定になっております。現状としては、手探りで事業を仕掛け反応を見るという段階で、手応えを感じるのには時間がかかることになるかもしれませんが、当面三地区に対し粘り強く対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 3点についてお伺いしましたが、うまくいけば一つずつ質疑をして次に移って行きたいと思っております。

まず、1点の公民館の地域化・非常勤化については、ちょっと私18年からと思いましたが、調べ不足で17年からだったというふうなことで、それについては訂正させていただきたいと思っております。

基本的にはずっと考えているんだということなんですが、地域の懇談会等で否定的だっ

たという部分と、適任者の確保というような部分が話されて訳なんですけれども、まだまだ具体的になっていないという中だというふうに受け止めさせていただきます。ただその中ですね、このように毎年出てきているという部分もありますので、こうなったから引っ込めるとのことじゃなくて、ずっと続けていくんだらうというふうに思いますので、タイミング的にですね、どのような状況になったらその部分スイッチオンにしていくという考え方なのか。今言ったように適任者というような話がありましたけれども、それ以外にですね、条件整備というようなものがいくつか考えられてるのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、今一つ聞いてまた聞きゃあいいのかもしれませんが、当然先ほど考えているとすれば、私、当然中央館は残るであろうと。そこは地域化とか非常勤化には絶対なりえないというふうに思っていますので、当座考えた部分で、何処の館というふうにするかこの17年からこういう表現が出てきた数年の中ですね、どのように考えられているのかその2点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

どのような時点でですね具現化していくかというお尋ねだと思いますけれども、先ほども申しましたけれども、具体的にですね地域の方で理解をいただく、人材をですね見つけていただいてやっていきます。というお話があればですね、そのようにしていきたいと思うのですけれども、ただ、当面、なかなかそういう人材がないんだということのですね町政懇談会、あるいは公民館、過去のですね運営審議会、そういった時点でですねお話がありまして、是非今の職員ですね配置体制を維持してもらいたいんだというお話でございまして、先ほど申しましたけれども、その辺がですね、しっかりと理解されてですねそういう体制にならない場合については、例えばですね、地域の要請に応じて役場職員のOBそういった方等をですね配置するという方法もあるということで、何処の公民館からということでございますけれども、それに付きましてですね、そういう人材が確保されたりあるいはそういう要請があった場合ですね、そういう所からですね、そういう方法で具体的に非常勤化あるいは地域化を進めていきたいというふうにお話を申し上げているところであります。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） それではですね、今に当然関連しましてやはり地域的な部分って非常に多いというふうに思いますので、今後ですね住民との協議と言いますか議論、そういうものどんなふうにしていかれるつもりなのか、それからもう1点は、今、教育長も公民館運営委員の話がされましたが、もしやと思ひまして、私、社会教育の中期計画探しました。そしたら、第5次で15年から19年までなっていて、6次の部分がないんで、多分6次の部分、年度過ぎちゃったけれどもまだ計画ってないのかなというふうに思うんですが、それはそれとして、公民館運営委員・社会教育委員、そういう中ですね、どの程

度話が進んでいるのか合わせて伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 住民との議論についてはということですが、17年度からの町政懇談会あるいは先ほど申し上げましたけども、公民館運営審議会の運営委員の中からも話しております。その後の公民館連絡会議の中でも話を進めています。当然、社会教育委員のですね会議の中でも、そのような話をしているところでございます。ただ、先ほどから申し上げておりますように、なかなか地域人材ですね、そういったことがなかなかいんだと、不足しているんだということですね、中には「かなり行革の経費等の削減をもっと先に進めるべきだ」とか、公民館がですね先行することについては納得できないといったことや、国のやり方と同じ地域いじめでないとか、いろいろと厳しいご意見も頂きましてですね、わかりましたというか、その方向に行きますというような賛同できる考え方というのは少なかった。ただ、協働の町といいますかですね、そういった方向と合併をですね選択しなかったというそういうものの考え方からいくとですね、やはり公助・共助・自助の考え方からすると一定程度、例えば公民館機能の低下とかあるいは支所的な機能とかですね、パイプ役的な機能とかそういったものの低下を招かないような方向で考えていかなければならない時代になってきたのではないかとこの賛同いただけるご意見も若干あったということでございます。それと、中期計画につきましてはですね、第6次分については策定中でございます、年度内ですね定時する方向になっているということでございますので、ご理解いただきたいと申します。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 通告の中ではですね、職員の配置等についてという表現だけしておりましたが、今の、私自身も、地域化、非常勤化を進めれという、まだ、今、私も考えを持っておりません。それでとりあえず質問しましたとおり、どういう状況になっているのかなと、その中で、ちょっと私と違う部分があれば、また考えをお示ししていきたいと思ったので、今回質問したんですけれども、職員の配置に部分については、先ほどは行政の役場機能、行政の役場機能というのかな、一般行政の役場機能、社会教育じゃなくてそれを担っているという部分が話されたんですが、現在の館長については、課長職級が配置されているというふうに思いますというか、なっていますよね。それをですね、係とか係長クラス、そのぐらいのほうはもっとですねフットワークが利くといいですか、そんなようなちょっと具体的なことを申し上げられませんが、そんなふうに考えたり、それから、こういう言い方はまたご批判いただけるかなと、あるかもしれませんが、まだ若いうちに地区に出て行って本庁との違いというものを感じながら、経験豊かな人材となっていくというですね、そんな意味からも課長職級じゃなくて、係ないしは係長クラスでもいいのではないのかなという思いもありまして、ちょっと表現足りませんでした、職員配置等についての考え方というふうな部分なんです、それについてお伺いしたいというふうに思います。

(「えっそうですか」という声あり)

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

(何かいう声あり)

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけれども、そういうご意見があるということですので、これからのですね職員配置については、たまたま組織ということになりますから、私自身がですね明快に答えるという形にはなかなかないですけれども、そういうご意見があるということですので、検討をしていく一つの意見として受けておきたいなとこのように思っております。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 二つ目のですねこれは私のほうの考え、提示ということで分館制度ということで、これは通告の中には具体的な私の考え方は書きませんでした、とりあえず、三つほどの私の今の持っている考え方で、分館制度にしてはどうかというふうにお話したのですが、ちょっと別な道というか話をしますけれども、今の公民館が非常に使いづらいというですね町民の話がありまして、そういう面からいってもですね、逆に中央館のスタッフを増やして、中央館から分館の方にスタッフを派遣すると、たとえばそういうような考え方になってきますとですね、今の中央公民館の管理のありようという部分をですね変化してくるんでないかなという、実はそんな期待もありましたし、当然講座等の事業展開、どちらかという貸し館が多くてですね、新しい講座、いわゆる専門職がないという部分がありまして、新しい講座の開講ができないというですね、先ほど教育長三つ目の部分では、中オソで新たな講座の動きがありますと話をされていましたが、既存の公民館等では、ここ数年なかなか新しい講座がなかったような気がいたします。そんな意味でもですね、中央館でイニシアティブをとって分担に専門職なりいろんな部分を出前なりしていくということのほうですね、より活発になっていくのでないかなあと。それから先ほど繰り返しになりますが、管理体制、たとえば土曜・日曜部分の部分にしても、時差で職員が重複すれば、住民の利用に対応できるとかということもありえるのではないかと、いうふうに思うのですが、そういう部分でもう一度再質問で私が話したことにつきまして、中央館・分館制度ということについて再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） これも先ほど申し上げましたけども、平成18年度ですね9月の定例会におきましてですね、公民館の運営審議会から連絡という運営委員ですね、各地域に運営委員という方式を作ったということで、これは平成13年でしたか法律改正がありまして、公民館の運営審議会が必置から置くことができるということになって、地域密着型にして、より地域活動にですね専念できる組織としてこういう形にしたということ。従来は計画と実践ですね、そういったことをですね認知がされていない面があったということですね、公民館ごとの支援、応援者として活躍願うということで、主体的になっただけということの、それぞれの館に5名以内の運営委員さんを置くということで、そう



いう改正をしましてですね、地域の特性、あるいは地域の独自性を発揮してもらう方式に変えたという経過もありますから、そういった意味ではですね、私どもその考えをですねこれからも堅持していきたいと思えますし、先ほど素人の館長さんでないかというお話がありましたけれども、調整的なこととか、そういった面については、当然管理職でありますからベテランでありますし、公民館事業に対しましてはですね、最初ほどの職員もいろんな部署に動くんですけども、素人だという面もあります。そういった素人面をですね改善するためには公民館のですね館長の全道研修とかですね、あらゆる研修にそういったものにも当然派遣しておりますし、あるいは公民館のですね、運営連絡会議等で情報交換をしながらですね、一定のレベルの維持向上を当然図りたいということでの会議でもありますし、それぞれの独自で行っているそういう事業についてもですね、情報交換しながら、そういった活用もしていくというそういう場も設定しておりますし、それから、それぞれでのですね、館でできない部分については、6館合同でのですね協賛事業といった、そういったこともですね、そういうレベルをつかませるために展開している面もありますし、また、社会教育主事による専門性の部分については、社会教育主事ということになりますから、社会教育主事をですね助言、支援等に活用していただくということで、そういった面ではですね、それぞれの公民館長には、公民館長会議というものを定期的に行っておりますから、そういった場所でのですね、しっかりと要請があればですね対応するという形をとってレベル的にもですね、先ほど話ありましたけれども、なかなか新たな事業が展開されないとか、実行不足とかそういった面はあるということですけども、ただこれ、大きく集めてしまうとなかなか人も距離的なこともありますから集まらないという面もありますから、あえてですね、それぞれの地域でそれぞれの応援者を入れてですね、しっかりと公民館活動を従事するためということでの我々のほうの考え方で、条例改正を含めてですね、やっていただいたということで、ただ一朝一夕でなかなか物事進むわけではないですから、18年に改正された面もありまして、今そういう方向に向かって物事を進めているという時期でもございますので、若干ですね時間をいただければなどこんなふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 今のことについては、ちょっと前置きが長くなるかもしれませんが、一点だけお伺いしてというふうに思います。

今、教育長言われた公民館運営委員の部分ですね、これが運営審議会から運営委員というふうに変わって、多少ちょっと私、今日、条例持ってきていませんので、言葉じり不十分なので述べられませんけれども、変わったときにはですね、厚生文教委員会で何度か審議させていただきました。ただですね、これ以上このことについて言っていくと水掛け論になってしまいますので、分館にしなさい、何にしなさいと水掛け論になりますので、ただ、今、後ほどちょっとお伺いしてというふうに話しましたけれども、たしかに運営審議の審議という部分がなくなったのですが、当時もですね20名が委員がいて、全町から20

名を選ぶという形だったのが、かなりこれは昭和と60年代という部分もそうなんですけれども、結果的には地区を知っているのは地区の人間だということで、条例ではうたってないけれども実質その地区で3名を選びましょうという形で実践してきました。従いまして、今教育長言われた制度が変わって名称が変わったんだけども計画と実践という部分が加わってきたんだというんですけれども、それは私そう変わっていないだろうと。むしろ委員さんが実践するという部分が十分理解していないんでないのかなあというような感じる部分があります。それ以上今言ったようにそういう事もあるんでということで、私も分館制度にしていったらという考え方ではいたんですけれども、水掛け論になりますから、それはそれでやりますけれども、1点だけと言いましたのは、先ほど質問の中でこういう三つの考え方の中での一つとして変えたらどうかという話をしたのは、具体的に中央館と言いつつ方しませんでしたが、中央館という一番世帯というかエリアも広いですね、その中央館がやっぱりスタッフが多いとかいろいろ企画が多いと、そういうところの館が全町に流れません。ニュースが。教育長、今言ったように遠いので講座に来る人がなかなか距離があるんだと言われたのですが、もしかすると、興味はあるものについては、全町に流したら、例えば磯分内から一人二人来るかもしれません。結果的に、もっともっと多い講座の受講生になるということもあるというふうに思うんですよ。そういう点ですね、まず中央館としてのメディア拡大と言いますか、広報の仕方とかそんな部分ですね、中央館としての役割と言いますか、そんな部分をどうされるかという部分だけについてお伺いして、2番目については終わりたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） それぞれに行っているですね公民館ごとにですねいろんな事業があって、他の地域の方々が利用したいとか活用したいとか受けたいとかですね、そういったのなかなかできないんでないかというお話のようなんですけれども、そういう面についてはですね、例えばですね、それぞれの館でですね、公民館ニュースを出している訳ですね。その公民館ニュースの中にですね、それぞれの地域の館で行っている事業等をですね、紹介するといったそういったコーナーもですね、これからそれぞれ定期的に公民館長会議を行っておりますからその中でですね、社会教育主事あるいは社会教育課長等を通しましてですね、そういった指導もですね、あるいは助言等も進めていきたいとこのように思っております。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 最後の御久沼地区の社会教育活動を高めるためということについて、お伺いたいというふうに思っています。以前にも多分中央館から出向いていろいろやられたんだというふうに思いますが、先ほど教育長答弁ありましたそのまま受け止めますと、いくつか最近具体例をあげられましたので、良かったなあというふうに思っているところです。もっと逆にですね、逆にでない、もっとこういうような考え方もありますよ、というふうなのが出てくるのかなあというふうに思っていたのですが、それをお伺いしてから

私考えようと思っていたのですが、先ほど職員の話から「いや、町長の方」と言われましたけれども、窓口業務を公民館持っていますので、その部分を離しちゃうと、そっちになっちゃいますので、あくまでも今回は、教育長というふうに答弁者も載っていますので、その範疇を逸脱しないようにというふうには思っています。例えばですね、月1回とか2回ですね、もしかすると講座を設けて、中央館にて集中というところもあるんでしょうけれども、場所的に言えば久著呂の改善センターとか、中オソの改善センターとかってありますのでですね、そういうところに、いわゆる中央館の職員が、社会教育主事それから生涯学習アドバイザーそういう方々をですね派遣してですね、そしてモチベーションといいますか、地域の方々が気がつかない点をですね動機付けさせるとモチベーションにその言葉そのままですけども、動機付けさせると。そんな作用をですねもしかすると出てくるのかなあと思ったのですけれども、ただこういう具体例でやっていますということだけでしたので、今、私が申し上げた部分について、ご答弁をいただければというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますが、この辺につきましてはですね、それぞれの地域におきまして、それぞれ講座を進めているというのが実態でございます。ただ、なかなかなんて言うんですかね、施設においてですね、人が配置されてということじゃないものですから、そういう面ではなかなか見づらいとか、こう見えない部分があるのかなあというふうに思いますけれども、それぞれですね館におきましては、それぞれなりにですね努力しながら物事を進めているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） ちょっとほかの館の部分も行政窓口にいったので、ちょっとこうすれ違いがあったかと思いますが、あくまでも社会教育上の職員がそういうところに行く出前講座として、月一遍とか例えば農閑期にですね集中して講座を設けるとか、そういう、今、先ほどは、北見菊まつりとか行かれたって言いますが、それもそうですし、スポーツもあるでしょうし、それから多少私が携わっている部分でいくと、文化祭なんかでいきますと、各学校いわゆる御久沼地区の学校ではですね、それぞれ一般の方の出品等もあるのかもしれませんが。私わかりません。クエッションマークです。ただ、全町地域的な形でやった場合には、まったくありません。そんなことからいくとですね、もしかすると農閑期における社会教育的なものが、これは、今言ったように、文化だけでなく体育もありますけれど、スポーツもありますけれども、文化だけ私知っている部分でいけばないっていう部分では、欠落しているのかなあというふうに思うところなんですよ。それでもって、今言ったように施設を使つての、他の施設あると思いますけども、久著呂であり中オソであれば、社会教育の職員が当然行ったところの中で、地域の地域課題も、あくまでもそれは、看板は町職員ですよということなんですから、しょってますので、いろんな地域課題も聞いてこれるんでないかなあ、そんなふうも含めて出向くという部分の積極性に

ついて、再度お伺いしたいというふうに思っております。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけれども、そういう面ではまだ不足している部分があるかなあというふうに思いますから、今後ですね、中央館あるいは社会教育の中でですね、いろいろ検討しながらですね、より3地区ですね、御久沼地区の方々がですね、そういった文化活動等にですね、対応できるように進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 教育長だけでなく町長部局にもあったんで、そんなふうに答弁求めたかったのかもしれませんが、私のほうがあろう的だったので、これで質問終わりたいと思いますけれども、再度、町職員、特に社会教育に限れば携わる人間が、そういう講座の引き出し役・引き立て役ということに、ぜひなっただきたいと思いますので、そんなことを期待して私の質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、4番・伊藤君の一般質問を終了します。

続いて、6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君）（発言席） 今回はですね、前は火葬場の話したとか今回はお墓の話だとかこんなような話ばかり私は偏っているわけではないのですけれども、皆さん方もすべてですね一歩一歩それに近づいていっていることは間違いないので、できるだけ大事にですねしていきたいなあというような気持ちの中でですねお伺いをしていきたいと思っております。

まず、標茶霊園、旧墓地の主要道を舗装にしてはどうかということなんで、現在、新しい墓地の数と旧墓地の数がほぼ同数であり、新しい墓地については非常に良く管理されていますが、旧墓地の通路が悪いため、春先等には靴に泥がつき墓が汚れるため苦情が多く、今までに何回か砂利が敷かれているようにはみえますが、おそらく将来的にも全ての墓が新しい方に移設されるとは思にくく、通路の整備が必要ではないのかと。

又、冬の除雪の際にはですね、手押しロータリーの回転によりですね石が非常に飛んで墓にぶつかるというようなこともありますのでですね、できるだけ早急にやっていただきたいというような気はいたしますけれども、町長の考えはどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番、後藤議員「標茶霊園、旧墓地の主要道を舗装にしてはどうか」とのお尋ねにお答えいたします。

本町の墓地につきましては、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「標茶町墓地及び管理条例」により、管理しているところですが、標茶霊園につきましては、平成19年度末現在、在来墓地471区画、霊園706区画中465区画が使用されております。

在来墓地につきましては、明治時代から墓地として使用され、手狭になった時点で随時拡張してきたことから、その墓所区画や通路の配置については整然と整備されておらず、通路については、砂利を敷くなどして、利用者の便を図ってきたところであります。

お尋ねの在来墓地の通路の整備につきましては、前段でご説明いたしましたような経過から、本格的な舗装整備を行うためには、主要な通路に面する墓所区画の境界や排水等の調査の必要性、また利用者が特定できない区画もあること等々から、多くの困難が想定されますが、墓地の使用が永続性を持つことから、整備手法も含め調査してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

また、冬期間のロータリー式除雪機による石等の飛散につきましては、墓碑等の位置を考慮し、投雪方向や投雪距離に注意しながら、除雪作業を行いたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 今の町長のお答えであればですね、これから調査するような形ですね、また分からない墓地等もあるということなのですけれども、ただ将来的にですね今ああゆうような状況にあるということだけははっきりしているので、例えば、排水路の問題だとかいろんな問題確かにあろうかと思えますけれどもね、簡易舗装だとかそういう簡単なものでもせめて泥が跳ねないような、正直なところ集治監死亡者の碑のどこからですねだいたい百メートルあるかないか位だと思います。奥のほうに行くと広場もありますけれども、そこまでできるだけ行って、特にお年寄りの人達だとか体の不自由な方々がですね、車椅子で行ったりなんかしてもですね、ちょっとあそこ傾斜になっているので、また、集中豪雨がくることによってですね、ああゆうところについては溝ができるというような悪条件が重なりますのでですね、本格的な舗装ということですね、町長が考えてられているようなことまでしなくても、正直なところは、簡易程度のものでですね、車がそこまで入って行って回ってこれるというような状況ができないのかどうかということですね、お伺いをしている訳なので、それとまた、私もこのことについてですね何回か外の方回ったりなんかしてましてけれども、やはり月命日だとか彼岸、お盆、正月これらについてはやはりですね、何人かの方がよく行っているなというぐらい感心して見えますけれども、この辺のことを考えながらですね、今後どのような形で、もう少し具体的にお話をいただければと思いますけれども。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

在来墓地と現在の霊園との成立経過等の違い等については議員もよくご承知だと思います。そういった中で、公平性等々との観点からもありまして、先ほど申しましたように本格的な舗装等々については非常に困難性があるということをお知らせした訳で、ただ、議員がご指摘のように、墓地の使用が永続性を保つということで、実際に町民の多くの方達が

墓参りされていると実態私も十分理解しておりますので、そういった中で、こういった整備手法が可能かどうかについて検討してまいりたいということで、議員ご提案の簡易舗装等についても、その有効な方法であると十分そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○6番（後藤 勲君） 前向きな話が出ましたので。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 議長。前向きな話が出ましたのでですね、良としなきゃならないと思いますけれども、いずれにしてもですね、今年、歌でも流行りましたけども、お墓の前で泣かないでくださいというような歌もありますけども、町民をぜひ泣かせないようにですね、何とか協力して、できるだけ早い整備をお願いしたいなということで、一応終わらせていただきます。よろしく。

（何かいう声あり）

○議長（鈴木裕美君） 以上で、6番・後藤君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

#### ◎議案第64号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。議案第64号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君）（登壇） 議案第64号、公の施設に係る指定管理者の指定について、提案の趣旨並びに内容について説明いたします。

本案につきましては、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の管理運営につきまして、平成18年4月1日から3年間の指定管理者の指定期間が平成21年3月31日をもって終了することからこの先平成21年4月1日からの3年間につきまして、引き続き株式会社標茶町観光開発公社を指定管理者としての指定を地方自治法の規定に基づき議会の同意を求めたく提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第64号、公の施設に係る指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」

所在地、標茶町字コッタロ原野127番地の10

2、指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名称、株式会社標茶町観光開発公社

代表者、代表取締役、池田裕二

所在地、標茶町字コッタロ原野127番地の10

3、指定期間、平成21年4月1日から平成24年3月31日

以上をもちまして、議案第64号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号は原案可決されました。

#### ◎議案第65号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。議案第65号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君）（登壇） 議案第65号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、根室支庁管内別海町と標津町の2町が平成21年4月1日より、釧路・根室広域地方税滞納整理機構へ加入を希望していることと、これに伴う機構の議会議員の定数を7人から9人に改め、また会計管理者に関する規定を改めるため、釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により北海道知事の許可を得るため、また同法第290条の規定により、議会の議決を要することからご提案申し上げるものであります。

議案第65号、釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更について。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約（平成19年市町村第2003号指令）を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次ページに参ります。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約（平成19年市町村第2003号指令）の一部を次のように改正する。

第5条中「7人」を「9人」に改める。

第9条第2項中「機構の補助職員」を「関係町村の会計管理者」に改める。

別表1（第2条関係）中「羅臼町」を「羅臼町 別海町 標津町」に改める。

附則。

（施行期日）

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

（負担金の額の特例）

2 平成21年度及び平成22年度における機構の経費に係る関係町村の負担金の額は、第12条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるところにより管理者が機構の議会の議決を経て定める。

（1） 均等割額

（2） 処理件数割額

以上で、議案第65号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） ちょっとお聞きしたいのですが、第9条第2項中機構の補助職員、これをその関係町村の会計管理者に改めるということなのですが、今まで機構の補助職員、町からも派遣されていると思うのですが、どうゆう立場の人が出ておられるのか、それから何かいろいろあって会計管理者でなければ、だめだということなのでしょう。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） お答えいたします。

まず最初に、機構の補助職員の関係ですが、道の派遣1名を含めまして4名の体制で行っております。それから今回の第9条第2項中の改正につきましては、ご案内のとおり平成19年4月から本機構については設立されて運営されていますが、機構設立時には構成町村釧路管内7町村と根室管内2町村の9町村で行われておりますが、その時点では関係町村の中に会計管理者が設置されていない町村がございましたので今回改正に合わせまして今回実情に合わせた規約の整理を行ったところであります。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号は原案可決されました。

◎議案第66号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。議案第66号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第66号の提案の趣旨ならびに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、給与と同様に勤務時間は基本的な勤務条件であり、民間との均衡を図ることが基本とされております。

本年8月11日の人事院勧告において職員の勤務時間を現在の1日8時間、一週40時間のところを1日15分短縮して、1日7時間45分、一週38時間45分に改正するよう勧告が出されたところであります。

改正にあたり、本町に起きましては条例で一週間あたり38時間45分を下回らず、40時間を越えない範囲で規則で時間を定めるとしていることから、時間については条例改正を行わず規則改正を行う予定としております。

今改正と合わせまして、現在の休憩時間と休憩時間について民間の勤務実態と同様に国において休憩時間15分の廃止、休憩時間1時間制を取っていることから、本町において同様の取り扱いとすべく、始業時・終業時の時間変更は行わず、現行の昼食時の給食時間の15分の廃止に合わせ45分の休憩時間を1時間に改正しようと条例提案するものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第66号、標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成8年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、6時間」を「6時間」に、「少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間」を「、少なくとも1時間」に改め、「、それぞれ」を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上で、議案第66号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号は原案可決されました。

#### ◎議案第67号

○議長(鈴木裕美君) 日程第11。議案第67号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第67号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立し、翌年平成17年12月に国の犯罪被害者等基本計画が策定され、北海道におきましても平成19年3月に北海道犯罪被害者等基本計画が作成されております。犯罪被害者支援の総合的な支援が開始されたところでございます。今年12月1日からは刑事事件の被害者や遺族が法定で発言することが出来る犯罪被害者参加制度がスタートしたところでございます。本町におきましても、

これらの趣旨を踏まえ犯罪被害者の支援について明文化するものと条例改正の提案をするところでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第67号、標茶町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町生活安全条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町生活安全条例の一部を改正する条例

標茶町生活安全条例（平成19年標茶町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「発生の防止」の次に「及び被害者支援」を加える。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第67号は原案可決されました。

#### ◎議案第68号

○議長（鈴木裕美君） 日程第12。議案第68号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第68号の提案趣旨ならびに内容についてご説明いたします。

本案は、国民健康保険条例の一部改正でありまして、分娩時の事故による脳性まひ児を対象にした「産科医療補償制度」が平成21年1月1日からスタートすることに伴い、同制度に加入している医療機関で出産した被保険者に対し、同制度の掛け金に相当する額3万

円を出産一時金の額に上乗せして支給したく、提案するものであります。

なお、本案は9月3日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けておりますことを、ご報告申し上げます。

以下、内容について説明いたします。

議案第68号、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町国民健康保健条例の一部を改正する条例。

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の標茶町国民健康保険条例第7条第1項の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 今回の条例改正で3万円を上限として加算するという事なんですが、ここで必要があると認めるとき、これはどういうことを想定しているのかちょっとまず伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 来年の21年1月からいわゆる産科医療保障制度という制度に加入、それぞれ医療機関が加入することになっています。ただし、加入しない機関も出てきます。そういう意味で実際に産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合は、今までの出産一時金プラス掛け金に相当する額3万円が上積みされるということでございますので、実際に3万円を支払ったということでの被保険者に対する一時金ということでございます。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 今の説明でなんとなく納得はしたのですが、後でね出てくる、どこまで聞けるのかどうかちょっと分からないのですが、70号で時間外のアップが出てきますけれども、私はですね今いろんな社会問題になっている妊婦それから出産に関してですね単純に3万円を上乗せするのかなとそんな感じていたもんですからちょっとお聞きした訳なんですけど、そうではないんですね。

いや、いいです。後でまた聞きます。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 提案趣旨でもご説明いたしましたが、今回の産科医療保障制度につきましては、その対象となる疾病が脳性麻痺ということに限定されてまして、今マスコミ等で言われている出産に伴う事故等の補償すべてが対象になるということではございませんので、あくまでも脳性まひということに限定された医療保障制度ということでご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） この保険機構のことなんですけれどもね、新しい制度ですからなかなか馴染みがないものなんですけれども、これ、きょうの道新に出てましたけれど、私達も、以前からこの内容については、必ずしもねすべての出産時の子供や親に行き渡るものではないなあというふうに危惧をしていたんですが、これ出産時の体重が2,200グラム以下の場合には該当しないとか、こういう内容についてはどういうふうに捉えているんですか。なぜこういう制限がね出てくるというふうに説明を受けてますか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 私どものところに来ている資料だけでは、今、菊地議員にも説明しましたように、脳性麻痺の部分の補償金ということで来ております。今、深見議員がおっしゃられた、いわゆる一定の週、一定の妊娠週になっていないと駄目ですとか、それから、出産時の体重が一定以上でないとか駄目だということで、につきましては、私どもとしては、あくまでもこの制度そのものが、公のものという位置づけではなくて、それを民間の保険制度に近い形での発足で、かつ、それを公の公的医療、保険制度が支援するという形になっているというなかでの一定の制限があるんだろうというふうに、私どもは理解をしております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） ちょっとわかりづらい説明、歯切れの悪い説明かなあというふうに感じたのですけどね。この本当に不幸にして、脳性麻痺で生まれてきた子どもに対してね、皆で出産のたびに、そうでない人も3万円ずつね、お金を出し合って保険を成立させてね、そして、脳性麻痺で産まれた子のために3,000万でしたっけ。そのお金を補償していくっていう制度自体はね、必要な制度だっていうふうに私は思うのですが、平たく言えば、道新でも書いてありますけれども、体重なんかでね、支払いの制限をするというね、

なんかちょっと後から来る苦勞っていうのはね、同じなんだと思うのですよね。そういう意味で、そういうふう制限がいくつか加えられた経緯について、もし知っていれば教えていただきたかったのですが、それ以上の答弁がね、まだ資料が来ていないということで、ちょっと判断するのに判断しづらいなあという感じがしないではないんですけども、この保険機構そのものの設立自体はどうなんでしょうかね。私はいいでないかなあと思うんですが、町としても歓迎しているんでしょうかね。

○議長（鈴木裕美君） 休憩します。

休憩 午後 2時35分

開始 午後 2時39分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第68号は原案可決されました。

#### ◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 2時40分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 3番 越善徹

署名議員 4番 伊藤淳一

署名議員 5番 菊地誠道



平成20年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成20年12月11日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第69号 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第70号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第71号 標茶町指定訪問介護事業所設置条例及び標茶町指定居宅介護事業所設置条例を廃止する条例の制定について
- 第 4 議案第72号 平成20年度標茶町一般会計補正予算  
議案第73号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第74号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算  
議案第75号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算  
議案第76号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第77号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第78号 平成20年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第 5 選挙第 2号 標茶町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 第 6 議員提案第 1号 標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 7 意見書案第16号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書
- 第 8 意見書案第17号 後期高齢者医療の資格証明書の扱いに関する意見書
- 第 9 閉会中継続調査の申出について（総務委員会）  
閉会中継続調査の申出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申出について（産業建設委員会）  
閉会中継続調査の申出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第72号 平成20年度標茶町一般会計補正予算  
議案第73号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第74号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算  
議案第75号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算  
議案第76号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第77号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第78号 平成20年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席議員（16名）

1 番 田 中 進 君	2 番 黒 沼 俊 幸 君
3 番 越 善 徹 君	4 番 伊 藤 淳 一 君
5 番 菊 地 誠 道 君	6 番 後 藤 勲 君
7 番 林 博 君	8 番 小野寺 典 男 君
9 番 末 柄 薫 君	10 番 館 田 賢 治 君
11 番 深 見 迪 君	12 番 田 中 敏 文 君
13 番 川 村 多美男 君	14 番 小 林 浩 君
15 番 平 川 昌 昭 君	16 番 鈴 木 裕 美 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教育管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	川 嶋 和 久 君
社会教育課長	中 居 茂 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議事係長	中 島 吾 朗 君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎議案第69号

○議長（鈴木裕美君） 日程第1。議案第69号を議題といたします。  
本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でありまして、条例制定時から設置されているクリーンタウン推進員の任務について、全町収集体制の確立、分別収集の浸透により一般廃棄物の減量化が進む中、今後は、協働のまちづくりの理念に基づいた町内会・地域会との連携や自然の番人宣言に基づいた啓発活動などを強化するため、クリーンタウン推進員の設置について改正をするとともに、併せて法制執務上の文言の整理をいたし、提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第69号、標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
次ページへまいります。

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「液体」を「液状」に改める。

第7条を次のように改める。

（クリーンタウン推進員の設置）

第7条 町長は、一般廃棄物の減量のための町の施策への協力その他の活動を行う者として、標茶町クリーンタウン推進員を置くことができる。

第19条中「別に定める」を「定める」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

以上で、議案第69号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 以前にクリーンタウンの推進員の関係で質疑した関係もありますので、いくつか質疑したいというふうに思います。

まず一点は確認ということになるかと思いますが、いままで廃棄物となっていたのが一般廃棄物というふうになったということについては、産廃の関係もあるのでその辺をきちんと整理したほうがいいというふうに思いますが、それについてまず一点お伺いしたいというふうに思います。

それから、条文の中で町の施策への協力という言葉に変わらして、以前は指導というふうになっておりました。その辺が少し意味合いが違ってきたのかなあというふうに思いますし、議会での議決については条例の部分だけですので、規則がどうなっているかという部分があるのですけれども、以前私が質疑した部分については、規則の中で取り締まり及び指導という部分があってその辺の任務というのは非常にクリーンタウン推進員にとっては任務が重いというか大変だろうし、というようなことでその辺は行政側がもっとやったらどうかと言いましたので、規則の方で今協力というふうになったのでその辺も変わっているのかどうかというふうに思います。

それから、その他の活動という部分ではどのようなものを具体的に指すのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 一点目の文言の中での廃棄物を一般廃棄物ということに改正した部分につきましては、議員ご指摘のとおり一般廃棄物ということで限定するというところで一般廃棄物ということにさせていただきました。

それから、二点目の推進員の活動の職務でございますが、以前にも議会でご質問いただきました規則で定めてある現行の第2条の第3項第2号で不法行為の取り締まり及び指導という文言が入っておりました。このところにつきましては、条例が改正になった時点で規則の方はいわゆる不法行為の発見時の町への報告ということで、いわゆるクリーンタウン推進員が直接指導取り締まりするんじゃなくて、そういう事案が出た場合には町の担当の方に連絡をいただいて担当の方で直接現地を確認、それから取締り指導を行うというふうに変えていきたいというふうに考えております。

それから3つ目のその他ということですが、提案趣旨の説明でもちょっと申し上げましたが、いわゆる自然の番人宣言ができて、そういう意味で釧路管内ばかりでなく今年度からは根室管内も含めていわゆる自然を大事にしていわゆる不法投棄を少なくしようという運動が高まってきておりますので、そういうものについても、意味も含めてその他と

ということで文言を整理させていただいたということでご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は原案可決されました。

#### ◎議案第70号

○議長（鈴木裕美君） 日程第2。議案第70号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第70号、標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨ならびに内容につきまして説明申し上げます。

本案の助産料、文書料等の引き上げに係る改正趣旨、内容につきましては、今年3月7日の議員協議会で説明をさせていただきましたが、町立病院へ町一般会計繰出金は単年で4億円を超過し、これまでも議会等で収益増についての取り組みを求められておきまして、現行の使用料・手数料の金額につきましては、助産料及び文書料、死体検案料は昭和60年3月に改正、文書料、死体検案料の一部は平成7年12月に改正したのを最後に改正を行っておりません。助産料につきましては、齊藤院長から分娩はリスクが高いうえ分娩時刻は深夜と時間外が約8割を占めている。医師や助産師の苦労も大きいことからそれに見合う助産料の引き上げを要請されているところでありますし、健康診断書等文書料につきましても、先生方からは全国的に各種文書作成にかかる医師の業務負担が問題となっている中、その対価としての金額設定を求められているところでございます。

また、議案第68号で提案説明でありました産科医療保障制度が創設され来年1月1日から施行となる関係で、町立病院といたしましても本制度に加入したところでございます。妊産婦が出産した場合、医療機関が一児に対して3万円の掛金を運営組織へ支払い、医療機関は患者からその分の3万円を徴収するしくみとなっており、よって助産料に3万円を

加算した金額としております。

本改正による単年度の収益増は、年間分娩回数を50件と設定した場合、文書料等も含め約210万円の試算としております。

なお、本制度の町民への周知期間も考慮し、施行日を来年4月1日と設定をしております。

以下、内容につきまして説明申し上げます。

議案第70号、標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページへまいります。

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1、使用料の項中「助産料、1児につき80,000」を「助産料、1児につき130,000、時間内、1児につき140,000、時間外、1児につき150,000、休日・深夜」この時間外及び休日・深夜の金額につきましては、3月の議員協議会では時間外が1割増、休日・深夜が2割増とする規定をいたしました。備考、時間外：平日6時～9時、16時45分～22時、土曜日：6時～22時、この平日6時～9時と16時45分からは町立病院の診療時間が9時から16時45分までであるための規定でございます。休日：日曜日、国民の祝日並びに12月31日、1月2日及び1月3日、深夜：22時～6時に改め、同表2手数料を次のように改める。

次ページにまいります。

「2手数料、(単位：円)、区分、料金、摘要、文書料、1枚2,000、普通診断書、健康診断書、出生証明書、死産証明書、妊娠証明書、その他簡単な診断書等の文書、1枚4,000、死亡診断書、身体障害者診断書等、1枚5,000、生命保険用診断書、明細書及び証明書、裁判所用診断書、死体検案書、自動車損害賠償責任保険用診断書及び明細書、その他複雑な診断書等の文書。死体検案料、(1)院内で行ったもの1件5,000。(2)院外で行ったもの、1件10,000。時間外は2倍、深夜は3倍とする。健康診断料、1回初診料相当額、健康相談を含む。特に検査を必要とするものは、診療報酬点数によって算定する。診断書1枚を含む。胎盤処理料、1件2,500、備考、時間外：平日6時～9時、16時45分～22時、土曜日6時～22時、日曜日、国民の祝日並びに12月31日、1月2日及び1月3日深夜：22時～6時。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

なお、本案につきましては先に開催の病院運営委員会に諮問し了承を得ておりますことを報告し、報告議案第70号の議案説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） いくつかについて質問いたしたいというふうに思います。

先ほどの提案説明にあった病院の先生方のご意見、本当に私はねもつともだなあというふうに聞いておりました。ただ、そのことがね何処がそれを負担するのかっていうね、病院長の言っていることはね本当に私そのとおりでと思うし、そのことを押さえた上でいくつか質問したいと思うのですが、一点目はね、先ほどの産科医療保障制度が今ひとつ私がよく理解できない部分だった訳なんです。昨日も違うところで質問したわけですが、結局は全員に3万円が下りてね、全員がその保険機構にそれを払うというスタイル、仕組みになっているのかどうかひとつはお聞きしたいということです。それから、つまりその保険に標茶町立病院でお産したら全員入ることになるのかということなんですよね。選択の余地はないっていうこと。それからもう一つはですね、病院長の言うことよくわかるんですが産む親や生まれてくる子の立場に立てばね、産まれてくる時間でね料金が違うのかと、差が出るのかというね、そこがねすごく僕はね理解できないので、それはどういう考え方なんだろうかと、そうあってはいけないのではないかというような気がするんです。それからもう一つは、身体障害者の方の診断書も2倍に上がっていますよね。私はまだまだ不十分なね制度の中で懸命に暮らしている身体障害者の方々の診断書までなぜ上げるのか、なぜ一律に上げようとするのかっていうその理由も聞きたい。それから各種診断書、健康診断書なんかも値上げなっていますけれども、後で私は意見違う機会でも延べたいと思うんですが、標茶町は緊急雇用対策として様々な施策を講じてね本当に今厳しいね人たちの雇用を支えるね、暮らしを支える政策をずっとやってきました。それでしかしこの健康診断書の問題でいけば、臨時の人とかこれから働き口を探してねってというような人たちはね、多くは健康診断書を添付してね面接に行くわけですよ。ただでさえ厳しいねそういう就職難の時代にさらにここがまたね上がるっていうことはね、そこまで考えていたのだろうか。失職している人たちにより多くのね別問題としてね負担がかかるのではないかっていうねことを私はすごく心配しているのですが、その点はどうなのかということ。それから最後にですが、周知徹底の期間は確かにねありました。個人的に言えば私自身の反省もあります。その間にね、いろいろ吟味したりするということをやったねサボってきたね個人的にですよ。私自身にもありますし。しかしながら、期間が長ければね周知徹底になるということでは私ないと思うんですよ。町民の多くの方はねこの詳しい内容についてまだ良くね理解されてないと。周知徹底というのはやっぱりこういう例えば料金の改定の場合は、理解と納得がねとっても大事で、スポーツ施設のときなんかはね随分がんばってね説明もやったしね、したと思うんですが、この辺が僕はまだ周知徹底の内容がね不十分ではないかというふうに考えているんですが、その点についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えをいたしたいと思いますが、このたび初めて創設されました産科医療保障制度、これについては当院の産科を担当しております院長とも十分打合せを行ったうえでこの制度については、議員も昨日ご指摘がありましたとおり、十分なものではないけれど、しかしながら医師の立場に立ちますと特に産科で申しますと訴訟リスク、これが非常に高いと、訴訟件数も多いということでそれについては医師を、そのリスクを軽減させるということもひとつあると思いますし、また患者の立場に立ちますと脳性麻痺のお子さんがもしお生まれになった場合、いわゆる保障制度が創設されたということでもありますので、保障制度で対応できるということのメリットもあると思います。そういうことで先般町立病院といたしましては、本制度に加入したところでございます。その上で1月から3月までは10名ほどの分娩予定者がございますが、それぞれ町立病院の助産師から本制度の説明を十分した上でそういうメリットもございまして、万が一に備えてということの説明をさせていただきながらですねご理解をいただいた、そういうことで登録も頂いたという経過もございまして、今後もこの制度、患者の方にですね周知させていただきながら、説明をさせていただきながらですね、加入をしていただくということを働きかけていきたい。そういうことで病院としては考えております。

また、2点目3点目4点目、2点目につきましてはお産のですね時間で区切った料金設定というのはいかがなものかということだと思いますが、提案説明でも申し上げましたとおり、深夜が特に多ございます。その中で全国的に、産科医師の負担も大きい。そして助産師も対応させていただいているということで。そういうことで、またですね管内の近隣釧路根室管内の近隣医療機関の料金設定の情報もいただいたところでございます。大方につきまして、時間外・深夜・休日の区切り、区分をしている状況でありまして、そういうことで今回初めて時間の時間外・休日・深夜ということでの区分けをさせていただいたということでございます。

それと身体障害者の料金の引き上げの関係でございますが、これについては議員ご承知のとおり国の制度的な助成もございませぬし、そういう中で健常者含めてですね同じ金額の設定をさせていただきました。これにつきましても管内の近隣の医療機関の料金設定見ましても特に特別な配慮はしていない。議員の言われております趣旨についてはご理解をしますが、そういうことで一律その区分の中で引き上げの料金設定をさせていただいたということでございます。

それと就労のための健康診断書、これは議員ご指摘のとおり就職をするにあたっての健康診断の請求、これも件数についてはかなり多いわけですが、先ほど私の方から提案説明申し上げましたとおり、当院の特に内科医の方からですね非常にきついなと、診療がもう精一杯の状況でそのほかで文書量が多くなってきている状況みたときに、もうこれ以上こたえきれないくらいきついなという切実な話も聞いております。そういう中で事情



は理解するわけですが、健康診断書につきましても一律上げさせていただきたいということでございます。

あと、最後の5点目の質問でございますが、今回の部分の周知期間の関係でございます。これまで町立病院の改革プラン、昨日議員協議会で説明させていただきましたが、これに係る地域懇談会におきましても料金の引き上げにつきましても説明をさせていただきました。今後もこの助産料を始め文書料等の手数料・使用料引き上げの関係、これは町民の皆さんの方に「広報しべちゃ」等通じてですね、周知いたしたいということで考えております。その中でぜひ、繰出金の4億を超えているという状況、収益をどうしても求めることもしなければならないということもございまして、今週の土曜日、社会福祉研究大会で私の方から行政報告する機会もございまして、今回の議会の結論を待ってですねその中でも町民の皆様にはちょっとご理解をいただきたいということで考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） ご説明が最初の説明と同じようなところがあるのでその部分は水掛け論的なので割愛しますが、区分の問題なんですけれども、例えば釧路赤十字病院は区分していないですね。それから市立病院は時間外のみで休日・深夜というのはいないですよ。うちは休日・深夜と時間外を一気にこう今までなかったのが出できたのですけれどもね、その区分をしないでやっぺいこうという病院もあるんだと思うんですよ。その必然性が今いかわからないのですが、それが一つ、もう一度そのところ説明していただきたいと思います。

それから、内科医の文書に係る仕事、診察でも忙しいのにね本当に大変だというのは良くわかります。だけれど料金上げればねその仕事量が減るのだったらそうではないわけです。料金というのは診断書の書く手当というのはお医者さんに入る訳ですか。いくらかね。それはどうなんでしょうか。それが一つ。私は料金上げればね医者さんの忙しさっていうのは、あの本当に殺人的な忙しさっていうのはね無くなる訳ではないというふうに思うんですよ。違う方法がないのかというふうに私思います。それから、周知徹底の問題なんですけれども、昨日の協議会のご説明でも本当にちっちゃい字でね300万と産科料っていうのが出ているんですが、これほどの詳しい内容でね説明なされたのかどうかね、それで住民の方の質問や意見はねまったくといっていいほどなかったのか、そのことをちょっと伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 1点目の休日・深夜の区分の設定の関係でございます。

議員ももしかしたらご承知かと思いますが、隣町の根室管内になります別海、中標津町立病院、本町と同じく今回の12月定例会におきまして料金引き上げ提案を行っております。その中でも、時間外・深夜・休日の区分設定をしていると。料金につきましてもは標茶町立病院より高い設定、たしか15万円・17万円・18万円という金額設定だと思っております。

が、私といたしましては事務長の立場で、現状においてですね、以前も産科医のご苦労というのはもちろんあったと思いますが、現状においてこれだけ産科医療に携わる医師が不足している中で、もう現状としてはこの時間の区切り、区分設定というのは、私はすべきことではないのかなあと。やっぱり必要でないのかなあとということで、当院の院長とも打ち合わせをさせていただきながら設定をさせていただいたところでございますので、ご理解をお願いしたいと思いますし、診察料と、議員ご指摘のとおり診察がきつから文書料云々につきましては、それはまた別角度のことですね、当直医の派遣も含めながら、勤務環境の整備ということは、改善ということはもちろん今後もやっていかないとだめですが、医師個人への収入については入るといことはございません。ただし、当院の先生方につきましては、特に副院長がそうでございますが、わざわざ事務長室に参ってですね、「いやあ、とにかくきつんだ」と、病院の経営もある程度安定化させていかなければならない。その中で、先生方には個人的には収入としては入らないけれど、町民の患者の皆さんに負担をいただきながらですね少しでも繰出金を減じていくようなこともちょっとやらないとだめだろうと。ましてやしばらく条例改正を行っていないはずだというそういうご指摘も受けたわけでございます。

それと3点目のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり改革プランの中で項目、その内容の項目として収益確保の部分で手数料、助産料等の引き上げで300万円程度の収益の増ということで住民の皆さんには説明をさせていただいております。議員ご本人も懇談会に出席をいただいた経過もございますが、12地域189名の町民の皆様のご出席をいただいて開催させていただきましたが、その中では医師や看護部職員等の接遇の批判等もございましたが、そこそこの地域でご意見が偏るとい地域もございましたし、相対的に見まして料金の引き上げについてのご意見は1件もなかった状況でございます。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 公営企業に対する公営企業の運営のものの考え方、そして一般会計からいわゆる負担・補助をしているという立場からぜひご理解を賜りたいなと思えますけれども、ただいま質問に対して事務長のほうからそれぞれ現場としての率直な説明をさせていただきました。ぜひお考えをいただきたいのですが、実は公営企業の運営に当たっては、これは筋論からしますと、経営成り立つようないわゆる料金の設定をしながらやっていかなければならないことは原則であります。従いまして今回の料金の値上げについてはいわゆる一方では企業でありまして、そこからかかる方については受益者という考え方なりますけれども、いわゆる受益者負担としてある金額を設定させていただくと。この背景については近隣の病院等のことを参考にさせていただきながら、あるべき姿の一つは検討するというのが一つだと思いますし、たまたま負担の部分について、実は本人の直接料金負担する分については、金額は今設定の金額になりますが、これを下げるときどうなるかというとは実は一般会計から繰出しをするということで整理をしなければならない。それは、じゃあ住民の皆さんが負担していないことになるかというとはそうではなくて、一般会

計からの繰出しをしている部分については間接的には住民の皆さんが負担するというものでありまして、受益者が負担するのがあるいは間接的に他の住民が負担すべきなのかという議論のいわゆる接点がですねあるべき金額、その設定が先ほど事務長が説明した部分に相当する部分だというふうにぜひご理解をいただきたいなあと。

それから料金を上げたからお医者さんが楽になるかということでもありますけども、先生方から言わせると、今回の改革プランの問題については、それ相当過去にないぐらい真剣にそれぞれの先生が心を痛めて、いろいろご検討された事の一つにこの料金改定の問題があったのではないかなあというふうに思います。そういう意味では、料金を上げたということで先生方のすぐ率直に値上げになった部分だけが楽になるかといったらそうではなくてですね、先生方も大変な中で自分たちとしても当然応分の努力をしているという意味で、結果について出ることが先生方の精神的あるいは肉体的なその部分の苦痛に対して、多分、気持ちが少しは落ちつくところが出てくるのではないかと。そういった面で先生方からも率直に意見を出してもらった部分については感謝をしているところであります。それから特に身障者の方、あるいは臨時・パートの方の部分についての料金の話もあります。これ正直に言いますと、受益に向かって書類が必要とされてその後の給付とか受益に向かって前段行為として診断書が要求されるということでありまして、いわゆる、なんのその後の診断書の提出に伴って何もそこに本人に対する受益等が発生しないことであれば、また公営企業として考えるよりも別な手立てで考えなければいけないのかなあという気がいたします。あくまでも身障の診断書でもそうでありまして、それから雇用等に関わる診断書もそうでありまして、その後の受益に伴うものでありまして、価格としてそれが不当な価格であるかどうか、これも前段申し上げましたことと同じように、価格としてあるべきところがどうなのかということの判断が大事なかと、それと周知期間の問題でありますけれども、体育施設の有料化の際にはそれなりに時間と努力をして評価をいただきました。あれは初めて有料化するということでもありますから、当然議会の皆さんのご意見もございましてそれなりの手続きあるいはエネルギーを賭けるべきということで共同して作業をそれなりの時間をしてきました。今回の病院の部分について言えば、有料化ということではなくて、すでにある金額について妥当な線についてどこで落ち着かせるかという部分についての議論でありますから、これは各地域会の説明等々を通じて説明していきますけども、これは説明が足りなかったという指摘があればこれは申し訳ないなあと思いますけれども、ただ、町民の皆さんからすると昨日も話しましたが、関心度合いが料金の問題でなくて、これまでもしかするとうっせきしていた町立病院に対するいろんな考え方をですね、出す方に皆さんの意識がいつってしまったかもしれない。そのことは私どももそういう推測するので、具体的な金額の議論にはならなかったのかなあという気はしますけれども、施行期日にも書いてありますように、この3カ月間に住民ピーアール、広報中心でありますけれども、それと先ほど事務長が言いましたように社会福祉協議会さんのご配慮で、事務長に講演をさせていただきますことになりましたので、その機会含めて引き続きまた努

力していきたいなあというふうに思います。なおまた、この議論の中でまだ見えていない部分なんですけど、いわゆる1月から3月までどうするんだという問題がありますけれども、この部分についてはこれらの議論、当然議会での議論はある程度想定してでありますけれども、とりあえずは、お医者さんの立場とそれから出産される方あるいは不幸になって小児麻痺になられた子供さんのことを考えてですね、一応1月から町立病院の方ではもうすでに加入していますから、お金はいただきませんけれどもその補償の対象の対象になるように処置はさせていただくと、いうことしておりますのでその辺を含めて総じてぜひご理解を賜りたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 今お金の問題といろいろ話されてますけど、ちょっと単純なことなんですけど、ちょっと確認の意味でお伺いしたいと思います。この1児につき13万とか14万、15万となっておりますけれども、結果的には時間がですね平日6時から9時だとか16時45分から22時とかいいながら確かに細かくは書いていますけれどもこれがですね、例えばの話、6時から9時に産まれたんであればそれはそれでいいんですけれども、それと16時45分から22時の間に産まれたんだったらいいと、例えばの話、12時ちょっと前にですね電話がかかって医者が出てきた段階でその時間から設定されるものなのか、産まれたときがその時間なのか入ったときがその時間なのかということが細かく言うとわからないわけですよ。そして1日で必ずしも同じ時間3時間や5時間で産まれるとは限らないわけですよ。そうするとぐるっと一日二日回ってしまったときにはどういう計算をしてどういう形になるのかということがちょっといまいち分らないのでですね、お伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。

あくまでも出生した、産まれた時間になるかと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 今お話をいろいろ聞いていたら、病院のやはり経営もですね企業会計のことも気にしながらのことでもありますから、なかなかそういうことも話に出てきたということはいいことだなあとは思いつつ聞いてはおったのですが、昨日もちょっと確認したのですがですね、いわゆる出産したときの一時金ですよ。一時金とそれからうちの平均のかかっている使用は昨日協議会の方でもちょっと聞かせてもらったのですが、確認のためにもう一度聞きますが、仮にですよ、その差額が出たという出ている場合であればそれはご本人のものというふうに考えてよろしいのですか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 私どもの方で国民健康保険の保険者としてお答えをさせていただきます。

昨日の議員協議会でも町立病院での出生につきましては、今国民健康保険で出産一時金1件1児について35万円を支給しておりますけれども、その範囲内で収まっているというふうにご説明がありました。差額につきましては1件につき35万ということでの出産含めでの支給でございますのでその差額については本人に戻るということでございますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 私の聞きたいこと皆さんそれぞれ詳しく聞いたのでだいたい理解できるのですが、いろんなこと説明の中である程度の料金値上げはやもうえないなと個人的には理解はするのですが、私もですねこの助産料についての区分というのはやめるべきだとそう思います。先ほどの質問の中でも出ましたけれども、やはり時間帯によってこれから産まれてくるそれからこれから産もうとしているお母さんに対して、やっぱり時間で区切るというのはどうも理解、納得できないと。例えば一般の診療例えば風邪をひいたとか腹が痛いとか夜中に痛くなれば自分で薬を飲んでね、我慢して明日9時になったら行こうとか、そういうふうにある程度は調整できますよね。お産の場合はやっぱりそうはいかないのでね、やっぱり産まれてくる子供のこと、これから産もうとしているお母さんのこと考えるとやはり値上げがやむを得ないのであれば、一律今までどおりに一律いくらと統一した助産料で出すべきでないかと。そこでお聞きしますけれども、これは統一した場合、先ほどの事務長の説明では時間外とか休日は時間内に比べて8割を占めているというような説明ありましたけれども、これを一律するとどのくらいの設定なるのかちょっとお聞きしたいと思います。

（何か言う声あり）

○5番（菊地誠道君） 例えばねここで13万、14万、15万これを一つにするとどのくらいの設定になるのか。おそらくさっきも出てますけれど、文書料の値上げ、助産料の値上げで300万こういう設定出ているわけですから、おそらくそういう試算の中から金額が出てきているので計算したはずなのでね、だいたいいいですからどのくらいになるのかちょっと参考までに。

（「一括です」と言う声あり）

（「すみません」と言う声あり）

（「一括でいいです」と言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号の質疑を続行いたします。

病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思いますが、時間が深夜・休日の区分をないことで一律いわゆる時間内と同じ金額設定にした場合の料金の関係でございますが、先ほど提案説明の中で今回の引き上げで210万円と申しました。分娩料だけとって申し上げますと160万円の収益増となります。これが一律にすることによりまして100万円の収益増60万円の差額が出ます。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 私聞き方がちょっと悪かったのか、お聞きしたかったのはですね、この時間内それから時間外・休日に分けて分娩料設定していますよね。助産料。これを1本にした場合には3つにわけた場合の金額をカバーできるだけの金額を聞きたかったの。ちょっと聞き方悪いのかな。

（何かいう声あり）

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 申し訳ございません。

一律にした場合のそのカバーできる金額1児あたり11万2千円という単価になると思います。

（何かいう声あり）

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 申し訳ございません。

産科医療保障制度の3万円加えておりませんで、これに3万円ですか14万2千円ということになります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時54分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号の質疑を続行いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「議長、11番」の声あり）

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（登壇） 私は標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に反対し討論に参加いたします。

反対の理由ですが、このたびの広く大きな料金改定の内容が産科医療保障制度を含めて広く町民の周知と理解が得られていないことであります。多くの町民が知らないうちにこの改定が行われるのは問題であると考えます。決めてから周知ではなく住民の理解と納得の合意形成に努力して初めて住民とともに町づくりができるというものではないでしょうか。

反対の理由の2点目は、助産料が保険機構への納付3万円を省いたとしても2万円の値上げであります。もっとも他の医療機関をみますと例えばほかの町村を出して悪いですが、町立中標津病院では5万円の値上げであります。別海も5万円の値上げで、それから見ると元々は低い料金で抑えている標茶町の町立病院の値上げ幅も少ないし改正後の料金も他と比べて極めて低い状態であります。釧路市立病院は町立よりも少し安いですが、しかしながら2万円の値上げで実に一挙に25パーセントの値上げの改定であります。

今、国も少子化対策として不十分ではありますが様々な施策を講じています。今回、厚生労働省が出した妊婦検診14回分の無料化の方向もその一つであります。町としても少子化対策は街づくりの課題として重視しているところで、乳児に対する様々な手厚い支給など子育て支援政策では優れた内容を持っています。

また、産科がある自治体病院として地域や周辺自治体の利用もあり、貴重な財産でもあります。私はこの大きな利点をもっと活用し安心して産み育てられる自治体病院を守り発展させる意味でも現料金で頑張る、この投資は高いものではないと考えます。産科のある数少ない自治体病院としてもっとアピールしても良いのではないのでしょうか。改定案の中には産まれてくる時間によって料金の差も述べられています。産まれてくる時間帯で助産料を変えるのは母子の責任ではなく妥当ではないというふうに思います。

また、改定案の中には身体障害者診断書料金も2,000円から4,000円に2倍の改訂になっています。また、健康診断書などは不況で職がなかなか決まらない方々、臨時で仕事をしている方々にとって就職のたびにそのたびに用意しなければならないものであります。身体障害者や職探している方々にとって診断書料金の値上げ改定はなかなか厳しいものがあります。

以上の理由で、私は標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に反対し議員諸氏のご理解をお願いし討論を終わるものであります。

以上であります。

○議長（鈴木裕美君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ほかに討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木裕美君） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案可決されました。

◎議案第71号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。議案第71号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第71号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町指定訪問介護事業所設置条例及び標茶町指定居宅介護事業所設置条例を廃止する条例でありまして、介護保険法に基づく居宅サービス事業所及び障害者自立支援法、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業所を廃止する条例であります。

標茶町指定訪問介護事業所は、介護保険法第8条に基づく居宅サービス事業所で、平成12年4月1日に開所し、その運営につきましては「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」の規定による訪問介護員等の最低員数が2.5人以上必要と規定されております。

また、標茶町指定居宅介護事業所は、障害者自立支援法第5条に基づく障害福祉サービス事業所で、平成15年4月1日に開所し、その運営につきましても「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」の規定による従業者の最低員数が2.5人以上必要と規定されております。

しかしながら、近年、民間事業所の進出、規模拡大等により、両事業所の利用者が減少し、事業所としての設置基準に満たなくなることが予想されることなどから、両事業所を廃止したく提案するものであります。

なお、現在の利用者につきましては、民間事業所への移行が必要となることから、利用者、家族等の理解を得ながら円滑な引継ぎをしてみたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第71号、標茶町指定訪問介護事業所設置条例及び標茶町指定居宅介護事業所設置条例を廃止する条例の制定について



標茶町指定訪問介護事業所設置条例及び標茶町指定居宅介護事業所設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町指定訪問介護事業所設置条例及び標茶町指定居宅介護事業所設置条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 標茶町指定訪問介護事業所設置条例（平成12年標茶町条例第33号）

(2) 標茶町指定居宅介護事業所設置条例（平成15年標茶町条例第10号）

附則。

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

14番・小林君。

○14番（小林 浩君） 訪問介護指定事業所も廃止と言うことなのですが、12年からやっている介護事業なんですけれども、今後この町の人口の比率からいってもこのサービスを求める人は増えてくると思うのですが、本町は本当に範囲が広いので、このサービスも非常に事業所としては大変なサービスだと思うのですが、それも今残されている民間のなかで今後やっていけるだろうという見込の廃止という理解でよろしいのですか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） お答えをいたします。

現在、介護保険法に基づく訪問介護事業所につきましては民間で3事業所が設置されております。

私ども、この廃止条例の提案する前にですね、内部で協議するとともに、それぞれの事業所の抱えている職員数等もお聞きいたしまして、それから町がもし撤退することになれば対応できるのかという打診もいたしまして、現在のところ3施設で約50名ほど余裕があるということをお伺っております。現在、町の事業所、両方含めますけれども約13名ということでございますので、十分対応が可能であるという判断をいたしましたのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） これでいわゆる訪問介護事業というのはね全部民間に移行するわけですね。それで以前から心配ではないんですけれども、町が保険者であり事業だけでなくね標茶町の介護をどうするのかというような課題も多分に含んでいる事業所の運営なんだと思うのですが、民間にすべて委託した場合、本当にすぐれた介護がね、きちっと

利用者のために行われているのかということ进行交流したり学びあったりゆうようなことを保険者の主体者である町がですね、リードをしてねそれをやるということについてはね考えておられますか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 現在、そういう事業所によってはケアマネも含めてどうサービスがあるべきかということについての研修等も行われておりますので、そういうことは今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第71号は原案可決されました。

#### ◎議案第72号ないし議案第78号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第72号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成20年度標茶町一般会計補正予算（第3号）であります。各事務事業の精査を行う中、それぞれ減額増額補正を行うとともに、引き続き低迷にする景気に対する緊急経済対策並びに原油高騰による影響等の対応を行い、また降雪期を迎え、対策を磐石なものにするため除雪対策費を計上するものであり、歳入歳出それぞれ2億8,666万円を追加し、総額を97億8,129万4,000円にしたいというものであります。

主なものを申し上げますと、緊急経済対策として町営住宅整備工事請負費、常盤公住3棟の屋根補修であります。650万円。町営住宅建設開運団地で、7,407万5,000円、教員住宅の整備で1,450万円、都市公園改修事業3,315万9,000円などでありまして、除雪対策

費では1億994万8,000円を追加したところであります。

他会計の繰り出しにつきましては、国民健康保険事業事業勘定特別会計は48万8千円の減、介護保険事業特別会計保険事業勘定では662万5,000円の追加、後期高齢者医療特別会計は59万円の追加、土地区画整理事業会計は2,093万6,000円の追加、下水道事業特別会計は929万2,000円の減となっております。一方歳入につきましてはそれぞれの特定財源を見込、さらに地方交付税2億6,706万8,000円、繰越金1,485万5,000円を充当するなどにより収支のバランスを計ったところであります。また債務負担行為で1件、地方債では4件提案をしております。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

平成20年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

平成20年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286,660千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,781,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、2ページからの歳入歳出予算補正はただいまの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

次に6ページをお開きください。

債務負担行為補正であります。新たに1件を追加するものでございます。事項、農業経営基盤強化資金（平成20年度上期）、補正後ですが期間につきましては平成21年度から平成42年度、限度額ですが融資額283,170千円に対する利子補給（年0.27～0.30%）8,101千円であります。

26ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度以降の支出予定額につきましては2,266,985千円、うち平成20年度の支出額が234,574千円あります。財源内訳につきましては、特定財源で国道支出金で230,189千

円、その他で1,855,299千円、一般財源で181,497千円であります。

7ページにお戻りいただきたいと思ひます。

地方債補正であります。

起債の目的、1. 過疎対策事業では限度額37,100千円から標茶中茶安別線道路改良1,700千円の減、虹別ふ化場線道路改良5,000千円の減、合計6,700千円を減額し限度額を30,400千円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法、補正前に同じであります。

以下2件につきましては同じでありますので省略をさせていただきたいと思ひます。

6. 臨時財政対策債につきましては、220,680千円から80千円を減額し220,600千円とするものであります。

8. 公営住宅建設事業につきましては、3,800千円に35,500千円を追加し39,300千円とするものであります。

次に新たに追加するものとして、9. 一般補助施設整備等事業であります。補正後の限度額は15,000千円、起債の方法につきましては証書借入、利率につきましては7.0%以内、償還の方法といたしましては政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるというものであります。合計では補正後は43,720千円を追加し、511,900千円となります。

27ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みにつきましては、補正額43,720千円を追加し511,900千円とするものでありまして、当該年度末現在高見込額につきましては補正額43,720千円を追加し、9,477,006千円となるところでございます。

以上で、議案第72号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題7案の提案趣旨の説明を続行いたします。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第73号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）で、

歳出では、釧路根室広域地方税滞納整理機構負担金の減額、疾病予防事業費の清算及び保険税還付金の追加、歳入では、特別調整交付金及び職員給与費等繰入金の減額であります。

なお、本案は11月28日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けておりますことを、ご報告申し上げます。

以下、補正予算書に従い、説明をさせていただきます。

平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）

平成20年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ997千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,333,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第73号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

次に、議案第76号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案は、平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、保険事業勘定のうち保険給付費の補正で保険給付費における本年度前半期の実績が、第3期介護保険事業計画の推計値を上回る実績となったことから、年度末を見据え居宅介護サービス費及び高額介護サービス費を追加するとともに、その財源につきましては、国・道・支払基金交付金の特定財源を見込み、なお、不足する財源につきましては、介護給付費準備基金からの繰入金を充当し、歳入歳出予算の均衡を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明をいたします。

平成20年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ576,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」によるというものであります。

以下、事項別明細書に従って説明をさせていただきます。

9ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページと3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第76号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

次に議案第77号、標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)で、保険料負担軽減額に関わる保険基盤安定基金負担金の追加が内容であります。

以下、補正予算書に従い説明をさせていただきます。

平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成20年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻り願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第77号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) 水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第74号、平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は標茶、塘路、虹別下水処理場の維持管理に関わる委託業務費の減額と修繕費の追加、及び公共下水道事業費の委託料と工事費を減額するもので、修繕費を除きいずれも入札差金によるものでございます。

以下、内容について説明いたします。

1ページをお開きください。

平成20年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成20年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,992千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ898,203千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的、1. 公共下水道事業、補正後の限度額は4,800千円を減額し359,800千円です。

2. 特定環境保全公共下水道事業、補正後の限度額は3,700千円を減額し9,300千円です。起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

合計では補正前の限度額395,700千円に対して、8,500千円を減額し387,200千円とするものでございます。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書でございますが、合計で申し上げます。当該年度中増減見込の、当該年度中起債見込額を8,500千円減額し補正後の額を387,200千円とするもので、当該年度末現在高見込額につきましては8,500千円を減額し補正後の額は3,907,365千円となります。

以上で、議案第74号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第75号、平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計補正予算の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本補正予算歳出につきましては、調査委託の実施に伴います執行残の減、換地清算交付金事務等における相続の発生に伴います増額が主なものでございます。

歳入につきましては、換地清算徴収事務において相続の発生に伴います増額と、保留地処分金の減額、加えて一般会計の繰入金の増額でございます。

歳入歳出とも事業の進捗に伴い決算に近づける補正とさせていただいてるところであ

ります。

1 ページでございます。

平成20年度標茶町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,353千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正につきましては内容が重複いたしますので省略させていただきます。

以上で、議案第75号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第78号、平成20年度標茶町病院事業会計補正予算の提案趣旨並びに内容について説明申し上げます。

本件につきましては、収入では入院基本料10対1移行による入院収益の増及び支出では当直医派遣報酬、材料費、修繕費の追加、研究研修費の減額により予算の補正を行うものであります。

以下、内容について1ページから説明申し上げます。

平成20年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）

第1条（総則）でありまして、平成20年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条は（業務の予定量）であります。平成20年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）年間患者数ですが、入院730人減じ15,695人にするものであります。

従いまして、（3）の1日平均患者数も入院が2人減の43人となりますが、今年4月から10月までの7ヵ月間の実績に基づき補正するものであります。

第3条は（収益的収入及び支出）でありまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の第1款病院事業収益は12,100千円を追加して1,083,216千円に、第1項医業収益も同額追加し628,233千円に、支出の第1款病院事業費用は12,100千円を追加し1,083,216千円に、第1項医業費用も同額追加し1,019,605千円とするものでございます。

第4条は（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）で予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。



(1) 職員給与費は7,600千円を追加し693,003千円にするものであります。

第5条は(たな卸資産購入限度額)でありあして、予算第7条中「103,000千円」を「108,000千円」に改めるというものであります。

次に予算説明書に従い説明申し上げます。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、4ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

補正前に対する補正後の比較ですが、給与費では報酬が7,600千円の増で計並びに合計も7,600千円の増であります。

次に、3ページをお開き願います。

平成20年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。

補正部分のみで説明いたします。

まず、受入資金でございますが、1. 事業収益で12,100千円を追加し計で589,649千円、2. 前年度未収金で37,537千円を追加し計で87,537千円、7. 前年度繰越金で12,002千円を減額し計で134,705千円。従いまして、受入資金の合計では37,635千円を追加して計で1,365,478千円でございます。

次に、支払資金でございますが、1. 事業費用で20,100千円を追加し計で998,501千円、2. 前年度未払金で2,206千円を追加し計で32,206千円、支払資金の合計では22,306千円を追加して1,287,392千円であります。

受入資金と支払資金の差引では15,329千円の追加となり、計では78,086千円でございます。

次に、5ページをお開き願います。

平成20年度標茶町病院事業予定貸借対照表(補正後)についてであります。資産の部1の固定資産、(1)の有形固定資産、イの土地からホ車両までの合計で2,132,431千円、(2)無形固定資産、イ電話加入権388千円で合計も同額でございます。(3)投資のイ長期貸付金は500,000千円で合計も同額であります。従いまして固定資産合計は2,632,819千円となります。2の流動資産は(1)の現金・預金から(4)のその他流動資産までで146,954千円で資産合計は2,779,773千円であります。

次のページにまいります。

負債の部では3の固定負債は(1)その他固定負債23,246千円で合計も同額であります。4の流動負債(1)未払金から(3)その他流動負債までの合計は31,049千円で負債合計は54,295千円であります。

資本の部では5の資本金(1)自己資本金900,388千円、(2)借入資本金は企業債で1,646,745千円、資本金合計で2,547,133千円。6の剰余金(1)資本剰余金についてはイ受贈財産評価額とロ国庫補助金の資本剰余金合計は265,332千円、(2)欠損金については

この当年度未処理欠損金86,987千円で欠損金合計も同額であります。剰余金合計178,345千円、資本合計で2,725,478千円、負債資本合計で2,779,773千円であります。

次に2ページをお開き願います。

平成20年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

なお本案につきましては、先に開催の病院運営委員会に諮問し了承を得ておりますことを報告し議案第78号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題7案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題7案は、議長を除く15名で構成する「議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 4時15分

#### ◎選挙第2号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5。選挙第2号を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いを。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

指名いたします。

選挙管理委員については、藤田榮一君、栗田ユリ君、河野哲了君、広瀬龍彦君。

同補充員については、大沼良治君、松本美代子君、本多崇史君、佐々木幹彦君。

以上の諸君を指名いたします。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名いたしました順位によるものといたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました諸君を選挙管理委員並びに同補充員の当選人に決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙管理委員には、藤田榮一君、栗田ユリ君、河野哲了君、広瀬龍彦君。

同補充員については、大沼良治君、松本美代子君、本多崇史君、佐々木幹彦君。

以上の諸君が、当選されました。

以上、選挙2号を終了いたします。

#### ◎議員提案第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。議員提案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君）（登壇） 議員提案第1号、標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

提案趣旨、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）平成20年6月11日に成立し、同月18日に公布されました。この改正に伴い議会は会議規則の定めるところにより、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場を設けることができる」の規定が設けられたことにより、議会活動の全員協議会を会議規則に規定するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第1号、標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について標茶町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

別紙へまいります。

標茶町議会会議規則の一部を改正する規則

標茶町議会会議規則（昭和63年標茶町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 議員の派遣（第117条）、第16章 補則（118条）」を、「第15章 全員

協議会（117条）、第16章 議員の派遣（118条）、第17章 補則（119条）」に改める。

第118条を第119条とし、同章を第17章とする。

第15章 第117条中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改め、同条を第118条とし、同章を第16章とする。

第14章の次に次の一章を加える。

第15章 全員協議会

（全員協議会）

第117条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

次ページへまいります。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。というものでございます。

議員諸氏におかれましては、趣旨に賛同していただきますようお願いを申し上げまして、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎意見書案第16号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。意見書案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第16号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣

旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第16号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第16号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第16号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第16号を採決いたします。

意見書案第16号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第16号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

#### ◎意見書案第17号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。意見書案第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第17号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第17号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第17号を採決いたします。

意見書案第17号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(鈴木裕美君) 日程第9。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程追加

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

ただいま、付託しておりました議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77

号、議案第78号を日程に追加し、直ちに議題とすることと決定いたしました。

◎議案第72号ないし議案第78号

○議長（鈴木裕美君） 議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題7案に関し、付託いたしました議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題7案を一括採決いたします。

議題7案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題7案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

よって、標茶町議会会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成20年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 4時28分閉会)



以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員 3番 越 善 徹

署名議員 4番 伊 藤 淳 一

署名議員 5番 菊 地 誠 道